

資料(3)

第9回農林業協力プロジェクト・リーダー会議

第6回農林業協力プロジェクト技術者連絡会議

新規及び改正達・通達集(抜粋)

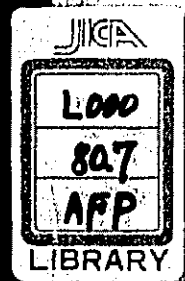
昭和55年2月

国際協力事業団

農林業計画調査部

農業開発協力部

林業開発協力部



国際協力事業団

受入 月日 '84.5.24	L000
登録No. 07577	20.7 AFP

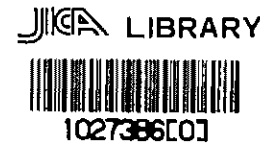
目 次

I プロジェクト業務関係

1. 役職員以外の者に会計役の業務を委託する 場合の取扱いについて	1
2. 海外におけるプロジェクト基盤整備費, 応急 対策費, 専門家生活環境整備費, 機材供与費 及び携行機材費の執行について	2
3. プロジェクト基盤整備実施要綱	5
4. 中堅技術者養成協力事業実施要綱	8
5. 応急対策費の取扱いについて	11
6. 機材の現地調達について	13
7. 現地業務費支給基準	15
8. 現地業務費支給基準の一部を改正する達	30
9. 海外支部における技術協力・開発協力及び 協力隊関係業務の取扱いについて	37
10. 関連施設整備資金及び試験的事業等資金の 貸付条件について	41

II 専門家処遇等関係

1. 専門家の任国外出張に係る旅費の額について	44
2. 専門家等の労働者災害補償保険特別加入等について	45
3. 海外共済会の弔慰金の額等の改正について	51
4. 専門家等の一時帰国に関する基準の一部を改正する達	53
5. 専門家等の一時帰国に関する基準の適用について	57
6. 専門家の派遣前研修の実施について	65
7. 専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達	73
8. 専門技術嘱託に関する達	75
9. 専門技術嘱託手当支給に関する達	77
10. 派遣専門家の研修旅費支給基準の一部を改正する達	78
11. 専門家等の健康管理のための旅費支給基準の 一部を改正する達	79
12. 専門家等の一時帰国に関する基準の一部を改正する達	80
13. 専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達	84
14. 専門家の派遣前研修実施要綱	85



I プロジェクト業務関係

昭和52年10月26日
通達(経)第46号

関係部・室・事務局長
関係機関の長 殿

総 裁

役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の
取扱いについて

国際協力事業団会計規程(昭和50年規程第11号。以下「会計規程」という。)第10条第4項ただし書に定める役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合は、下記に定めるところによるものとする。

記

第1 総裁は、業務上必要と認める場合は、役職員以外の者に会計規程第11条第8項に定める会計役の業務の全部又は一部を委任することができるものとする。

第2 総裁は、第1に掲げる委任に係る事務を、各部・室・事務局

長をして行わしめるものとする。

2 各部・室・事務局長は、前項の定めにより委任を行うときは、経理部を経由し、契約担当役の承認を受けなければならない。

第3 委任に当たっては、予め委任しようとする者の同意を得るとともに、業務の内容、範囲等を明示した委嘱状をもつて行うものとする。

昭和52年10月26日
通達(経)第45号

関係部・室・事務局長
関係機関の長 殿

総 裁

海外におけるプロジェクト基盤整備費、応急対策費、
専門家生活環境整備費、機材供与費及び携行機材費の
執行について

事業団の予算のうち、経済協力費の海外における執行は、従来、
海外事務所経費及び専門家の一般現地業務費の支出が中心であつた
が、近時、プロジェクト基盤整備(モデルインフラ整備費)、現地
業務費の一部としての応急対策費等の事業費的経費の支出が増大す
る傾向にあり、また近く供与機材の現地調達も実施の予定である。
これら事業費的経費の執行に当たっては、比較的規模の大きい物品、
施設等の取得、処分等を伴うこととなり、従来からの現地業務費の
支出手続によることは適当でないと思われるところ、プロジェクト
基盤整備費、応急対策費、専門家生活環境整備費、機材供与費
(資材費を含む。)及び携行機材費の執行については、当分の間、

他に定めるもののほか、下記により処理されたい。

記

(適用経費)

第1 この通達は、次の各号に掲げる経費(以下「事業費等」とい
う。)について適用する。

- (1) プロジェクト基盤整備費
- (2) 応急対策費
- (3) 専門家生活環境整備費
- (4) 機材供与費(資材費を含む。)
- (5) 携行機材費

(事業費等の執行の主体)

第2 海外における事業費等の執行は、原則として、会計役(海外
事務所長)が行うものとする。

2 海外事務所が設置されていない国、又は事業場所が海外事務所
所在地と著しく遠隔である場合は、「役職員以外の者に会計役の
業務を委任する場合の取扱いについて」(昭和52年通達(経)
第46号。以下「会計役委任通達」という。)の定めるところに
より、派遣専門家等に国際協力事業団会計規程(昭和50年規程
第11号。以下「会計規程」という。)第10条第1項第8号に
定める会計役の業務を委任し、執行させることができるものとす

る。

3 前各項に定めるほか、事業の執行に当たり、必要と認める場合には、会計役委任通達の定めるところにより派遣専門家等に会計役の業務を委任することができる。

この場合において、委任を受けた派遣専門家等は、随時、所管の海外事務所長（会計役）の指示を受けて行うものとする。

なお、専門家をして事業の立案、予定価格の設定、契約等すべての業務を行わせる場合は、原則として、企画関係の業務を行う者と契約関係の業務を行う者を別々に委任することにより、会計の相互牽制原則の実をはかるものとする。

第3 総裁は事業費等の執行に当たり、必要があると認められた場合には、役職員をして、期間を限つて会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為を行わせることができる。

（事業費等の執行の原則）

第4 事業費等の執行に当たつては、会計規程、国際協力事業団会計細則（昭和51年国協達第6号。以下「会計細則」という。）、その他会計諸規程の定めるところにより経理するものとする。

（会計役の計理処理等）

第5 会計役又は会計役の業務の委任を受けた者は、事業費等の執行により取得した物品等の処理については、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 第1に定める経費によつて取得した物品等の経理については「開発途上地域に対する技術協力の実施並びに青年の海外協力活動促進のために派遣される人員等の携行する機材及びこれら地域に供与される機材並びに設置される技術協力センターの機材設備に係る固定資産の特別経理について」（昭和51年通達（経）第38号）に準じて処理するものとする。

(2) 物品を取得した場合には、物品管理簿に登録するものとする。
また、毎事業年度末又は事業終了時に物品取得報告書を提出するものとする。

(3) 物品の管理に当たつては、「調査用資機材管理細則」（昭和51年国協達第28号）第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。

(4) 建物を処分する場合には、国際協力事業団不動産管理細則（昭和51年国協達第8号）第22条の規定を準用するものとする。
土地を処分する場合にあつても同様とする。

（機材供与に係る現地調達）

第6 会計役又は会計役の委任を受けた者が機材供与費により機材を現地調達する場合には、上記第4によるほか、当該機材を相手国政府等に供与する場合にあつては引渡しに先立ち、機材供与報告書を現地在外公館に提出し、当該在外公館を通じて供与しなけ

ればならない。すなわち、機材供与費は、相手国政府の要請を受けて機材を供与するものであるから、在外公館を介して所定の手続をとる必要がある。しかし、携行機材の供与については在外公館を介する手続は必要としない。

プロジェクト基盤整備実施要綱

(昭和53年2月1日)
国協達第1号

改正 昭和54年7月2日国協達第33号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が行うプロジェクト基盤整備費に基づく基盤整備の実施に関し昭和52年通達(経)第45号に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 プロジェクト基盤整備費は、モデルインフラストラクチャー整備とパイロットインフラストラクチャー整備に係る工事費及び工事諸費をいう。

2 モデルインフラストラクチャー整備とは、農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業のプロジェクトの初期の段階において必要であり、かつ、モデル的な基盤となるインフラストラクチャーであつて、試験圃場、試験林、苗圃、孵化槽等及びこれらに関連する必要最少限の附帯施設の整備をいう。

3 パイロットインフラストラクチャー整備とは、農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業のプロジェクトの中間の普及段階において必要であり、かつ、改良技術の地域農民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャーであつて、圃場の整備及び造成、森林の整備及び造成、水産増殖・飼育池の整備及び造成並びにこれらに関する附帯施設の整備をいう。

(要 件)

第3条 モデルインフラストラクチャー整備(以下「モデルインフラ整備」という。)及びパイロットインフラストラクチャー整備(以下「パイロットインフラ整備」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。

(1) 相手国政府又はそれに準ずるもの(以下「相手国政府等」という。)からの要望があるものであつて、かつ、相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること。

(2) プロジェクトの効率的実施を図るうえで早急に整備することが必要であると認められること。

(3) モデルインフラ整備の場合にあつては、カウンター・パートの訓練、技術の試験演示等専門家の活動の拠点となるものと認められ、パイロットインフラ整備の場合にあつては、地域農民等への改良技術の普及及びモデル的生産組織、普及組織の育成等普及活動の拠点となるものであると認められること。

(申 請)

第4条 モデルインフラ整備及びパイロットインフラ整備に係る事業(以下「整備事業」という。)の申請は、海外事務所長(海外事務所が存在しない国にあつては当該プロジェクトの専門家。以下「海外事務所長等」という。)が行うものとする。

2 海外事務所長等は、申請に当たつて、当該整備事業に関し、相

手国政府等及び専門家と調整を行うものとする。

3 海外事務所長等は、次の各号に掲げる書類を添付して総裁に申請するものとする。

(1) 相手国政府等の要望書

(2) 経費概算見積書

(3) 工事設計書

(4) その他総裁が必要と認める書類

(認 定)

第5条 総裁は、申請書を審査し、当該整備事業が第3条の各号に掲げる要件を満たし、かつ、適当であると認める場合はこれを認定し、当該整備事業に係るプロジェクト基盤整備費の額を予算の範囲内で決定し、海外事務所長等に通知するものとする。

第6条 プロジェクト基盤整備費は、契約担当役又は会計役（「役員以外の者に会計役を委任する場合の取扱いについて」（昭和52年通達（経）第46号）に基づき会件役の業務の委任を受けた者を含む。以下「契約担当役等」という。）に示達し、又は資金前渡するものとする。

2 会計役は、プロジェクト基盤整備費の支給を受けた場合は、当該資金に係る銀行口座を開設し、他の前渡資金と区分して適正に経理するものとする。

(検 査 等)

第7条 契約担当役等は、整備事業に係る工事等の実施に当たつて

は、相手国政府等及び当該プロジェクトの専門家と協力し、必要に応じ施工の管理、監督を行うとともに、完了検査、既済部分検査等、検査を実施するものとする。

2 総裁は、前項に規定する契約担当役等の業務の一部を当該プロジェクトの専門家に委任することができるものとする。この場合において、委任を受けた専門家は、所管の契約担当役等に随時報告を行い、契約担当役等の指示を受けるものとする。

(役職員等の派遣)

第8条 前条に定めるほか、総裁は必要と認める場合、役職員をして、期間を限つて会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わしめ、又は専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理、監督、検査等に当たらせて契約担当役等を補助させることができるものとする。

(報 告)

第9条 契約担当役等は、整備事業が完了した場合は、速やかに整備事業の完了報告書を総裁に提出するものとする。なお、総裁は、整備事業の進捗状況に関し、適宜契約担当役等に報告を求めることができる。

(そ の 他)

第10条 この要綱によりがたい場合、又は特別の事情が発生した場合は、契約担当役等は、総裁の承認を得てこの要綱の定めるところと異なる処理を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年2月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月2日国協達第33号）

この達は、制定の日から施行する。

中堅技術者養成協力事業実施要綱を次のとおり定める。

昭和54年5月15日

国際協力事業団
総裁 法眼 晋作

国協達第21号

中堅技術者養成協力事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が行う中堅技術者養成協力事業(以下「養成協力事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(養成協力事業)

第2条 養成協力事業とは、保健医療協力事業及び農林業協力事業の実施にあたり、事業団が派遣する専門家により移転された技術の伝達を受け、その技術の国内普及を担当することとなる中堅技術者(看護教員、農業普及員等をいう。以下同じ。)の養成について、相手国政府等がこれら中堅技術者の養成費用を負担することが困難であると認められる場合に、受講者の研修参加促進、教

材の整備及び実習の強化充実等を中心とした中堅技術者養成に協力することをいう。

2 養成協力事業は、中堅技術者養成対策費(以下「養成対策費」という。)をもつて実施するものとする。

(要 件)

第3条 養成協力事業は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

- (1) 相手国政府又はそれに準ずるもの(以下「相手国政府等」という。)からの要望があるものであつて、かつ相手国政府等が、その費用の全額を負担することが困難であると認められること。
- (2) 中堅技術者の養成協力にかかるものであつて、その結果移転した技術が普及することにより広く国民の健康増進、所得の向上、食糧増産及び社会福祉の向上に資するものであると認められること。

(申 請)

第4条 養成協力事業の申請は、海外事務所長(海外事務所が存在しない国にあつては、当該プロジェクトの専門家。以下「海外事務所長等」という。)が行うものとする。

2 海外事務所長等は、申請に当たつて、当該養成協力事業に関し、相手国政府等及び関係専門家と調整を行うものとする。

3 海外事務所長等は、次の各号に掲げる書類を添付して、総裁に

申請するものとする。

- (1) 相手国政府等の要望書
- (2) 中堅技術者訓練計画書
- (3) 経費概算見積書
- (4) その他総裁が必要と認める書類

(認 定)

第5条 総裁は、申請書を審査し、当該養成協力事業が、第3条に掲げる要件を満たし、かつ適当であると認める場合は、養成協力事業を認定し、予算の範囲内で養成対策費の支給額を決定して、海外事務所長等に通知するものとする。

(養成対策費の種類とその用途)

第6条 養成対策費の種類は次の通りとし、その用途は別表第1による

(1) 直接経費

- イ 研修参加旅費
- ロ 教材費
- ハ 実習旅費

(2) 研修諸費

- イ 研修資材費
- ロ 指導同行旅費
- ハ 特別講師謝金

(支給及び会計事務処理)

第7条 養成対策費は、海外事務所長又は会計役の業務の委任を受けた者(以下「会計役」という。)に支給するものとする。

2 会計役は養成対策費の支給を受けた場合は、当該費用に係る銀行口座を開設し、他の前渡金と区分して適正に経理するものとする。

(報 告)

第8条 会計役は、各年度末に当該年度に係る養成協力事業実施報告書を総裁に提出するとともに、当該養成協力事業が完了したときは速やかに養成協力事業の完了報告書を総裁に提出するものとする。

2 総裁は、養成協力事業の進捗状況に関し、適宜会計役に報告を求めることができる。

(そ の 他)

第9条 この要綱によりがたい場合、又は特別の事情が発生した場合は、会計役は総裁の承認を得て、この要綱の定めるところと異なる処理を行うことができる。

附 則

この要綱は、昭和54年5月15日から施行する。

別表第1

支出費目	使 途
1 研修参加旅費	受入国国内各地から、広く研修受講者を研修実施機関へ集めるための旅費（運賃・日当・宿泊料）
2 教材費	現地語テキスト等の作成、印刷及び購入費
3 実習旅費	研修期間中に研修受講者が、関係プロジェクト、その他関連機関施設等を実習・見学するための旅費（運賃・日当・宿泊料）
4 研修資材費	研修実施機関が実験、実習を行うために必要な消耗品、資材等の購入費
5 指導同行旅費	研修受講者の実習旅行に際し、指導教官が同行するための旅費（運賃・日当・宿泊料）
6 特別講師謝金	大学、研究所等から講師を招き、特別講義等を行うための臨時謝金

昭和50年3月20日
通達第12号

各 部 室 長

総 裁

応急対策費の取扱いについて

農業協力事業の円滑な実施を図るために、昭和49年度より農業協力事業費に応急対策費が計上されたことにかんがみ、本経費の支給等に関し、必要な事項を下記のとおり定める。

なお、本通達は、おつて現地業務費の支給に関する基準（昭和47年海技協達第21号）に整理することとする。

記

- 1 (定義) 応急対策費とは、農業協力事業の運営に必要な経費のうち、相手国政府が負担し得ず、又は負担し得ても早急な支出が困難な緊急を要する工事費で、別表に掲げる用途に当てる経費をいう。
- 2 (申請) 現地業務費管理者（現地業務費の支給に関する基準

（昭和47年海技協達第21号。以下「基準」という。）第6条に規定する者をいう。以下同じ。）は応急対策費の支出につき事業団が認定するに必要な当該工事の設計書、経費計算見直し等の書類を添えて事業団に申請しなければならない。

- 3 (支給) 事業団は、現地業務費管理者の申請に基づき、予算の範囲内で必要と認められる経費を支給する。

経費は、基準第6条に規定する銀行口座に送金するものとする。

- 4 (実施) 現地業務費管理者は、工事を実施しようとするときは、事前に相手国政府の当該農業協力事業の責任者の承認書を取付けなければならない。

工事の実施に当たっては、契約の締結等必要な手続きにより、支出の適正化を図るとともに、当該工事の実施設計書、工事進行に係る契約書、経費の支出を示す証拠書類等を保管するものとする。

- 5 (会計事務処理) 応急対策費の会計事務の取扱いは次の各号の定めるところによる。

(1) 帳簿 現地業務費管理者は、基準別紙様式第1の例による帳簿を備え、その受け払いを明らかにしておかなければならない。

(2) 受け払い報告 現地業務費管理者は基準別紙様式第2の例による報告書を作成し、当該工事の終了後（工事が翌年度以降にわたる場合は、当該事業年度末）証拠書類を添付し、事業団に報告しなければならない。

(3) 会計事務の引継ぎ 現地業務費管理者は、業務の交替がある場合は、基準第8条第4号の規定の例により後任者に引き継がなければならない。

(4) 精算 現地業務費管理者は、支給された応急対策費に残余を生じたときは、速やかに返納しなければならない。

附 則

応急対策費の取扱いについて(昭和49年通達第14号)は、廃止する。

別 表

支出費目	費 目 解 説
応 急 対 策 費	<p>現地における農業協力事業の運営に必要な圃場、道路、かんがい排水施設及びその他事業に附帯する施設の緊急な復旧等を図るための工事に要する経費を整理する。</p> <p>(1) 破損の補修及び防止工事に要する経費を整理する。</p> <p>(2) 農業協力事業の進行阻害要因を除去するための臨時の工事(仮設水路工事等)に要する経費を整理する。</p> <p>(3) 機材の防護のために必要な工事に要する経費を整理する。</p>

昭和52年11月11日
通達(経)第59号

関係部・室・事務局長
関係機関の長 殿

総 裁

機材の現地調達について

海外事務所長及び「役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて」(昭和52年通達(経)第46号以下「委任通達」という。)によつて会計役の業務の委任を受けた者(以下「海外事務所長等」という。)が、機材供与費(資材費を含む。以下同じ。)及び携行機材費によつて、任国において行う機材の調達(以下「現地調達」という。)は、国際協力事業団会計規程(昭和50年規程第11号)その他別に定めるものの他、下記によらるたい。

記

(現地調達の要件)

第1 海外事務所長等は、次の各号の一に該当する場合は、機材を現地調達することができるものとする。

- (1) 当該機材が、現地における専門家の業務に緊急に必要なため、本邦からの購送を待つては著しく支障をきたすと認められる場合
- (2) 当該機材が、任国において輸入を禁止され、若しくは制限されている場合又は国産品の使用を奨励されている場合
- (3) 当該機材が危険品、厳しい温度管理品又は破損し易い物品等であるため現地調達が合理的と認められる場合
- (4) 機材本体の購送業務終了後、緊急に一部の機材の追加を必要とする事態が発生し、その補充が現地で可能な場合
- (5) 現地調達が、価格、アフターサービス等の点で有利であると認められる場合

(機材供与費による現地調達)

第2 事業部長は、機材供与費に係る機材について現地調達することが相当であると認めた場合、契約担当役に対し、国際協力事業団会計細則(昭和51年国協通第6号。以下「会計細則」という。)第54条第1項に定める資金前渡手続を海外事務所

長等に対して行いより申請するものとする。

この場合において、事業部長の申請は、同条第2項に定める会計役からの申請とみなす

- 2 前項に定める申請を受けた契約担当役は、必要と認める場合、資金前渡の手続を行いものとする。

(携行機材費による現地調達)

第3 海外事務所長等は、携行機材費に係る機材の現地調達を行なう場合にあつては、所要額を算定し、会計細則第54条第2項に定める前渡資金交付申請手続を関係の事業部長を経由し契約担当役に対して行いものとする。

- 2 前項に定める申請を受けた契約担当役は、必要と認める場合、資金前渡の手続を行いものとする。

現地業務費支給基準を次のとおり定める。

昭和52年12月14日

国際協力事業団
総裁 法眼 晋作

国協達第25号

現地業務費支給基準

(趣旨)

第1条 この基準は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が、技術協力の円滑かつ有効適切な実施を図り、及び青年海外協力隊員の活動を促進、助長するため専門家及び青年海外協力隊員に対して支給する現地業務費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門家 事業団が条約その他の国際約束に基づく技術協力のために開発途上地域等に派遣する者をいう。
- (2) 青年海外協力隊員 事業団が開発途上地域の住民と一体とな

つて当該地域の経済及び社会の発展に協力するために派遣する青年をいう。

- (3) プロジェクト 技術協力センター、東南アジア漁業開発センター、農林業協力プロジェクト、保健医療協力プロジェクト及び開発技術協力プロジェクトをいう。
- (4) 現地業務費 専門家及び青年海外協力隊員の現地における業務活動に必要な経費のうち、相手国政府等が負担し得ず、又は負担し得ても早急な支出が困難なものに充当する経費及び事業団との連絡に要する経費をいう。
- (5) 現地業務費管理者 専門家及び青年海外協力隊員のうち総裁が現地業務費の管理を委嘱した者をいう。

(現地業務費の種類及びその用途)

第3条 現地業務費の種類は次のとおりとし、その用途は別表第1による。

- (1) 一般現地業務費
- (2) 保健医療協力現地研究費
- (3) 農林業協力現地研究費
- (4) 長期調査員調査費
- (5) 事務所費
- (6) 現地活動旅費
- (7) 最貧国対策費

(8) 域内旅費

(9) 青年海外協力隊員現地業務費

(支給額)

第4条 現地業務費の支給額は、別表第2の定額による。

2 前項の規定にかかわらず、域内旅費及び青年海外協力隊員現地業務費以外の現地業務費については、特別の事情がある場合は、現地業務費管理者（以下「管理者」という。）の申請に基づき、予算の範囲内で支給額を増額することができる。

(申請)

第5条 前条第2項に規定する現地業務費の増額支給を受けようとする管理者は、現地業務費臨時支給申請書（様式第1号）を総裁に提出するものとする。

2 域内旅費の支給を受けようとする管理者は、域内旅費申請書（様式第2号）に、認定に必要な経費概算見積書等を添えて総裁に提出するものとする。

3 青年海外協力隊員現地業務費の支給を受けようとする管理者は、隊員支援経費使用計画書（様式第3号）に、認定に必要な経費概算見積書等を添えて、総裁に提出するものとする。

(計算期間)

第6条 第3条第1号から第7号までに規定する現地業務費の支給は、専門家が任国に到着した日の翌日から業務を終了し任国を出

発する日の前日までの期間（プロジェクトチームにあつては最初の専門家が任国に到着した日の翌日から最後の専門家が任国を出発する日の前日までの期間、以下「支給期間」という。）について暦月を単位として計算したところによる。ただし、暦月に満たない期間については、15日以上を1月分とし、15日未満を2分の1月分とする。

2 現地業務費の支給を受けた管理者は、支給期間が短縮された場合は、既に支給を受けた額から前項の規定により計算して得られる額を差引いた額を返納しなければならない。ただし、短縮期間が7日以内のときは、この限りでない。

(支給)

第7条 管理者は、現地業務費の送金を受ける確実な銀行口座を開設し、速やかに銀行名、口座名義及び口座番号を事業団に報告するものとする。

2 事業団は、管理者に対し、前項に基づき開設された銀行口座に、第3条第1号から第7号までに規定する現地業務費については、原則として毎月送金し、同条第8号及び第9号に規定する現地業務費については、認定の都度送金するものとする。

(実施)

第8条 管理者は、送金された現地業務費を常に公金として銀行口座に預け管理するものとし、その実施に当たっては、契約の締結

等必要な手続により適正な支出を行うとともに、証拠書類を徴収し、保管しなければならない。

2 農林業協力現地研究費により試験圃場を設置する場合は、前項に定めるほか、試験の目的、内容、設置期間、面積及び損害賠償地域を含む見取図等を記載した試験設計書を作成し、実施しなければならない。

(会計事務処理)

第9条 現地業務費に関する会計事務の取扱いについては、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 帳簿 管理者は、現地業務費出納簿（以下「出納簿」という。様式第4号）を備え、所定の事項を整然かつ明瞭に記録するものとする。

この場合、支出については、別表第1記載の費目別に整理するものとする。

(2) 受払報告 管理者は、現地業務費受払報告書（様式第5号）を作成し、支給期間が終了したときは、速やかに事業団に提出するものとする。また、支給期間が2以上の事業年度に涉る場合は、毎事業年度末現在の現地業務費受払報告書を作成し事業団に提出するものとする。

(3) 証拠書類 管理者は、現地業務費の支出に当たっては、証拠書類を徴収のうえ四半期毎に編纂、保管し、事業団の請求があ

つたときは速やかに提出するものとする。

(4) 会計事務の引継 管理者が交替したときは、次により後任の管理者に引継ぐものとする。

イ 引継日の設定 後任管理者が任国に到着した後速やかに締切期日を定め、その日を引継日とする。

ロ 管理区分 現地業務費の管理は、引継日の翌日から後任の管理者が行う。

ハ 引継目録の作成 前任の管理者は出納簿、証拠書類、その他の書類の引継目録（様式第6号）を2通作成し、後任の管理者とともに署名捺印のうえ、その1通を事業団に提出し、他の1通を後任の管理者が保管するものとする。

ニ 出納簿の引継 出納簿は、引継日をもつて締切り、後任の管理者とともに署名捺印のうえ引継ぐものとする。

ホ 現金の引継 現地業務費の引継については、前任の管理者は現金現在高調書（様式第7号）を作成し後任の管理者とともに署名捺印のうえ預金残高証明書を添え事業団に提出するものとする。

(5) 残金の返納 支給期間が終了し、第2号により現地業務費の残金が確定したときは、管理者は速やかに当該金額を事業団に返納しなければならない。

(特別経理)

第10条 現地業務費で1万円以上の物品（消耗品を除く。）を購入した場合の取扱いについては別に定める。

（特例）

第11条 現地業務費の支給に関して、この基準によりがたい場合は、総裁の承認を受けてこの基準と異なる処理をすることができる。

附 則

- 1 この基準は、昭和52年12月14日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。
- 2 「現地業務費の支給等に関する基準」（昭和47年海技協達第21号）、「現地業務費の支給等に関する基準の適用範囲について」（昭和48年総務部長・経理部長通達）及び「医療協力現地研究費の取扱いについて」（昭和50年通達第25号）は、廃止する。

別表第1

支出費目	費用分類
1 一般現地業務費	<p>専門家の現地における業務活動に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費を整理する。</p> <p>(1) 調査研究謝金 調査・研究委託、通訳、翻訳等の謝金を整理する。</p> <p>(2) 資機材購入費 イ 調査、研究、研修、試験用資機材購入費を整理する。 ロ 供与機材の部品購送費及び取付料を整理する。 ハ 業務参考図書費を整理する。</p> <p>(3) 消耗品費 イ 事務用品費を整理する。 ロ 調査、研究、研修、試験等用消耗材料及び器材費（資機材購入費以外のもの）を整理する。 ハ 発電機、ポンプ、トラクター等業務用機械設備の燃料費を整理する。 ニ 肥料、種苗、飼料等材料費を整理する。</p>

支出費目	費用分類
	<p>(4) 交通費 現地内国交通費を整理する。</p> <p>(5) 域内旅費 イ 現地内国旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。 ロ 事業団の指示による隣接国への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する（ただし、国際機関派遣専門家を除く。）。</p> <p>(6) 通信運搬費 イ 通信、電話、郵便料を整理する。 ロ 機材取付等荷物運搬料を整理する。</p> <p>(7) 印刷製本費 教材、報告書等の印刷代、製本代を整理する。</p> <p>(8) 借料損料 器具、機械、施設、設備、車馬等の借料、使用料、損料を整理する。</p>

支出費目	費用分類
	<p>(9) 備人費 タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時備上費を整理する。</p> <p>(10) 会議費 業務計画、遂行、整理に関する会議費を整理する。</p> <p>(11) 雑役務費 イ 倉庫料等荷物保管料を整理する。 ロ 機械、器具の据付、保守、修繕料を整理する。 ハ 機材引取のための通関、エージェント手数料等各種手数料を整理する。 ニ 簡易な雑工事費を整理する。 ホ 現地カウンター パート等に対する慶弔金を整理する。 ヘ その他、他の科目に整理することが不適当なものを整理する。</p>

支出費目	費用分類
<p>2 保健医療協力 現地研究費</p>	<p>保健医療協力プロジェクトのうち、教育協力及び研究協力を効果的に実施するために必要な野外活動を通じての検体の収集、疫学調査、収集検体資料等の運搬、実験動物の飼育・管理、収集検体及び実験動物等を活用しての実験解明、分析及び実験分析に基づく資料の作成、印刷等の経費を整理する。</p> <p>(1) 調査費 現地における疾病発生状況等の調査、標本採集及び試験標本運搬等に要する経費（調査旅費、備人費（補助員、運転手、タイピスト等）、車輛借上料、標本等運搬費等）を整理する。</p> <p>(2) 実験動物飼育管理費 現地における実験又は研究に必要な実験動物飼育管理室設置及び飼育管理に要する経費（動物飼育室設置に要する材料購入費、人夫賃及び飼育箱、動物、飼料購入費、飼育、清掃人夫賃等）を</p>

支出費目	費用分類
3 農林業協力現地研究費	<p>整理する。</p> <p>(3) 実験・調査結果分析費 実験・調査結果を分析するための実験研究資材の購入及び修理、補助人夫の雇傭等に要する経費を整理する。</p> <p>(4) 資料印刷費 調査、実験、研究結果に基づく資料及び教材等の印刷製本に要する経費を整理する。</p> <p>農林業研究協力プロジェクトの専門家が現地における熱帯農業の研究に必要な経費を整理する。</p> <p>(1) 試験圃場設置管理費 現地における試験研究に必要な試験圃場設置のための圃場借上げ、圃場管理（農機具の燃料及び維持、有機質肥料その他試験用資材に限る。）、人夫雇傭及び圃場損害賠償に要する経費を整理する。</p>

支出費目	費用分類
4 長期調査員調査費	<p>理する。</p> <p>(2) 試験圃場調査指導費 現地における病害虫発生状況等の調査、標本採集及び試験標本運搬に要する経費を整理する。</p> <p>(3) 調査結果分析解析費 試験圃場の調査結果を解析、分析するための研究資料の購入、補助人夫の雇傭及び研究用機材の修理に要する費用を整理する。</p> <p>(4) 資料印刷費 現地における試験圃場の資料等の印刷製本に要する経費を整理する。</p> <p>長期調査員の現地における業務に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費を、一般現地業務費の費用分類に準じて整理する。</p>

支出費目	費用分類
5 事務所費	開発技術協力プロジェクトの専門家の現地における業務に必要な経費で、一般現地業務費の費用分類のうち、(2)、(3)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)の経費を整理する。
6 現地活動旅費	開発技術協力プロジェクトの専門家の任国内における経費で、一般現地業務費の費用分類のうち、(4)及び(5)の経費を整理する。
7 最貧国対策費	<p>後発開発途上国（DACの分類による。）のプロジェクトに派遣する専門家の業務に必要で、相手国が、その財政上の理由により負担し得ないカウンターパートのための経費を整理する。</p> <p>(1) 調査研究謝金 調査・研究委託、通訳、翻訳等の謝金を整理する。</p> <p>(2) 消耗品費 イ 事務用品を整理する。</p>

支出費目	費用分類
	<p>ロ 調査、研究、研修、試験等用消耗材料及び器材費（資機材購入費以外のもの）を整理する。</p> <p>ハ 発電機、ポンプ、トラクター等業務用機械設備の燃料費を整理する。</p> <p>ニ 肥料、種苗、飼料等材料費を整理する。</p> <p>(3) 交通費 現地内国交通費を整理する。</p> <p>(4) 域内旅費 イ 現地内国旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。 ロ 事業団の指示による隣接国への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する（ただし、国際機関派遣専門家を除く。）。</p> <p>(5) 印刷製本費 教材、報告書の印刷代、製本代を整理する。</p>

支出費目	費用分類
	<p>(6) 備人費 タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時備上費を整理する。</p>
8 域内旅費	<p>国際機関に派遣する専門家の隣接国への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。</p>
9 青年海外協力隊員現地業務費	<p>青年海外協力隊員の現地における業務に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費を、一般現地業務費の費用分類に準じて整理する。</p>

別表第2

1 一般現地業務費	個別専門家及び保健医療協力プロジェクトチームについては、1人につき、月額15,000円以内とし、プロジェクト(保健医療協力プロジェクトを除く。)については、1チームにつき、月額132,000円以内とする。	7 最貧国対策費	対象プロジェクト1チームにつき、月額100,000円以内とする。
2 保健医療協力現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。	8 域内旅費	専門家の申請に基づき、予算の範囲内で必要と認められる額とする。
3 農林業協力現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。	9 青年海外協力隊員現地業務費	青年海外協力隊員の申請に基づき、予算の範囲内で必要と認められる額とする。
4 長期調査員調査費	長期調査1チームにつき、月額67,760円以内とする。		
5 事務所費	対象プロジェクト1チームにつき、月額36,260円以内とする。		
6 現地活動旅費	対象プロジェクト1チームにつき、月額151,800円以内とする。		

様式第1号

現地業務費臨時支給申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総裁 殿

任 国

(プロジェクト名)

氏 名

印

下記により現地業務費臨時支給を申請しますのでよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 支出目的
- 2 申請理由(必要性)
- 3 支出費目
- 4 概算支出額 (円) 1\$ = (現地通貨)

内訳 (購入品目、単価、数量、出張日程等)
日当@1,400円、宿泊料@5,500円

様式第2号

域内旅費支給申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団

総裁 殿

派遣機関

氏 名

印

下記により域内旅費支給を申請しますのでよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 支出目的
- 2 申請理由(必要性)
- 3 出張者
- 4 出張先
- 5 期 間
- 6 支出額及び内訳

支出額合計 円(換算レート 円/通貨)

内 訳

様式第4号

現地業務費出納簿

年月日	摘要	費目別	受		払		残	証拠書類番号

- (注) 1 この帳簿には送金外貨を交換した任国通貨の受払について記帳する。
- 2 前期よりの繰越金があるときは受の当該金額欄に記入する。
- 3 残額は翌年度にわたり使用することができる。
- 4 受入れたときは、受入外貨に対する邦貨及び換算相場を摘要欄に記入する。
- 5 費目別欄には支払の費目別(基準別表第1に定める費目)を記入する。
- 6 受払に伴う証拠書類は各期毎に分けて番号を付し、その番号を証拠書類番号の欄に記入する。

様式第5号

昭和 年度	現地業務費受払報告書	第 号	日
		昭和 年 月	
国際協力事業団 総裁			
任 国 指導科目(又はプロジェクト名)			
氏 名			
④			
上記について別紙のとおり報告します。			

支払内訳

費日区分	受 入 額		支 払 額				残 額	備 考
	繰越額	本期受入	第一期 四半期	第二期 四半期	第三期 四半期	第四期 四半期		
計								

(注) 本報告書は任国通貨で表示し、換算レートを備考欄に記入する。

	引 継 目 録	
1	昭和 年度 現地業務費出納簿	冊
2	昭和 年度 証拠書類	冊
<p>上記のとおり相違なく引継を終わりました。</p>		
昭和	年	月 日
	任 国	
	指導科目 (又はプロジェクト名)	
	前任者氏名	印
	後任者氏名	印

現金現在高調書		
種 類	金 額 (外貨)	備 考
現 金		
銀行預金有高		
計		
<p>上記のとおり引継を終わりました。</p>		
昭和	年	月 日
	任 国	
	指導科目 (又はプロジェクト名)	
	前任者氏名	印
	後任者氏名	印

現地業務費支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和53年7月13日

国際協力事業団
総裁 法眼 晋 作

国協達第14号

現地業務費支給基準の一部を改正する達

現地業務費支給基準（昭和52年国協達第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「開発技術協力プロジェクト」を「産業開発プロジェクト」に改める。

第3条中第2号から第8号までを次のように改める。

- (2) 個別専門家現地研究費
- (3) 保健医療協力現地研究費
- (4) 農林業協力現地研究費
- (5) 産業開発協力現地研究費
- (6) 長期調査員調査費
- (7) 貧困国対策費
- (8) 国際機関域内旅費

第4条第2項中「前項の規定にかかわらず、域内旅費」を「前項の規定にかかわらず、個別専門家現地研究費、国際機関域内旅費」に改める。

第5条第2項中「域内旅費」を「国際機関域内旅費」に改め、同条第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 個別専門家現地研究費の支給を受けようとする管理者は、現地業務費臨時支給申請書を総裁に提出するものとする。

第8条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第 1

支出科目	費用分類
1. 一般現地業務費	<p>専門家の現地における業務活動に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費を整理する。</p> <p>(1) 調査研究謝金 調査・研究委託、通訳、翻訳等の謝金を整理する。</p> <p>(2) 資機材購入費 イ 調査、研究、研修、試験用資機材購入費を整理する。 ロ 供与機材の部品購送費及び取付料を整理する。 ハ 業務参考図書費を整理する。</p> <p>(3) 消耗品費 イ 事務用品費を整理する。 ロ 調査、研究、研修、試験等用消耗材料及び器材費（資機材購入費以外のもの）を整理する。 ハ 発電機、ポンプ、トラクター等業務用機械設備の燃料費を整理する。 ニ 肥料、種苗、飼料等材料費を整理する。</p>

支出費目	費用分類
	<p>(4) 交通費 現地内国交通費を整理する。</p> <p>(5) 域内旅費 イ 現地内国旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。 ロ 事業団の指示による隣接国への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する（たゞし、国際機関派遣専門家を除く。）。</p> <p>(6) 通信運搬費 イ 通信、電話、郵便料を整理する。 ロ 機材取付等荷物運搬料を整理する。</p> <p>(7) 印刷製本費 教材、報告書等の印刷代、製本代を整理する。</p> <p>(8) 借料損料 器具、機械、施設、設備、車馬等の借料、使用料、損料を整理する。</p>

支出科目	費用分類
	<p>(9) 備人費 タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時備上費を整理する。</p> <p>(10) 会議費 業務計画、遂行、整理に関する会議費を整理する。</p> <p>(11) 雑役務費</p> <p>イ 倉庫料等荷物保管料を整理する。</p> <p>ロ 機械、器具の据付、保守、修繕料を整理する。</p> <p>ハ 機材取引のための通関、エージェント手数料等各種手数料を整理する。</p> <p>ニ 簡易な雑工事費を整理する。</p> <p>ホ 現地カウンターパート等に対する慶弔金を整理する</p> <p>ヘ その他、他の科目に整理することが不適当なものを整理する。</p>

支出科目	費用分類
2 個別専門家 現地研究費	<p>教育及び調査研究等の協力を目的とした個別専門家の技術指導を効果的に実施するために必要な経費を整理する。</p> <p>(1) 調査費 現地における資料・標本の採集、分布調査等及び標本・検体の運搬、購入等に要する調査旅費、備人費（補助員、運転手、タイピスト等）、車輛備上費標本等運搬費及び標本・検体購入費等を整理する。</p> <p>(2) 調査実験分析費 調査資料等を実験分析するために必要な資機材の購入及び修理並びに補助員等の雇傭に要する経費を整理する。</p> <p>(3) 資料印刷費 調査及び実験、分析結果に基づく資料及び教材等の印刷製本に要する経費を整理する。</p>

支出費目	費用分類
3. 保健医療協力 現地研究費	<p>保健医療協力プロジェクトのうち、教育協力及び研究協力を効果的に実施するために必要な野外活動を通じての検体の収集、疫学調査、収集検体資料等の運搬、実験動物の飼育・管理、収集検体及び実験動物等を活用しての実験解明、分析及び実験分析に基づく資料の作成、印刷等の経費を整理する。</p> <p>(1) 調査費</p> <p>現地における疾病発生状況等の調査、標本採集及び試験標本運搬等に要する経費（調査旅費、備人費（補助員、運転手、タイピスト等）、車輛借上料、標本等運搬費等）を整理する。</p> <p>(2) 実験動物飼育管理費</p> <p>現地における実験又は研究に必要な実験動物飼育管理室設置及び飼育管理に要する経費（動物飼育室設置に要する材料購入費、人夫賃及び飼育箱、動物飼料購入費、飼育、清掃人夫賃等）を</p>

支出費目	費用分類
4. 農林業協力現地 研究費	<p>整理する。</p> <p>(3) 実験・調査結果分析費</p> <p>実験、調査結果を分析するための実験研究資料の購入及び修理、補助人夫の雇傭等に要する経費を整理する。</p> <p>(4) 資料印刷費</p> <p>調査、実験、研究結果に基づく資料及び教材等の印刷製本に要する経費を整理する。</p> <p>農林業研究協力プロジェクトの専門家が現地における熱帯農業等の研究に必要な経費を整理する。</p> <p>(1) 試験圃場設置管理費</p> <p>現地における試験研究に必要な試験圃場の設置、圃場管理（農器具の燃料及び維持、有機質肥料その他試験用資材に限る。）、人夫雇傭及び圃場損害賠償に要する経費を整理する。</p>

支出費目	費用分類
5. 産業開発協力 現地研究費	(2) 調査費 現地における病害虫発生状況等の調査、 標本採取及び標本の購入運搬等に要す る調査旅費、備人費（補助員、運転手、 タイピスト等）、車輛備上費、標本購 入費及び標本運搬費等を整理する。
	(3) 調査実験・分析費 調査資料を実験、分析するために必要 な資機材の購入及び修理並びに補助員 等の雇傭に要する経費を整理する。
	(4) 資料印刷費 現地における試験圃場の資料等の印刷 製本に要する経費を整理する。
	産業開発協力プロジェクトの専門家が現地 における研究に必要な経費を整理する。
	(1) 調査費 現地における資源の賦存状態等の調査、 標本採取及び標本の購入運搬等に要す

支出費目	費用分類
	る調査旅費、備人費（補助員、運転手、 タイピスト等）、車輛備上費、標本購 入費及び標本運搬費等を整理する。
	(2) 調査実験分析費 調査資料と実験分析するために必要な 資機材の購入及び修理並びに補助員等 の雇傭に要する経費を整理する。
	(3) 資料印刷費 調査及び実験分析結果に基づく資料及 び教材等の印刷製本に要する経費を整 理する。
6. 長期調査員 調査費	長期調査員の現地における業務に必要な経費 及び事業団との連絡に要する経費を、一般現 地業務費の費用分類に準じて整理する。
7. 貧困国対策費	後発開発途上国（DACの分類による。）の プロジェクトに派遣する専門家の業務に必要 で、相手国が、その財政上の理由により負担

支出費目	費用分類
	<p>し得ないカウンターパートのための経費を整理する。</p> <p>(1) 調査研究謝金 調査・研究委託、通訳、翻訳等の謝金を整理する。</p> <p>(2) 消耗品費 イ 事務用品を整理する。 ロ 調査、研究、研修、試験等用消耗材料及び器材費（資機材購入費以外のもの）を整理する。 ハ 発電機、ポンプ、トラクター等業務用機械設備の燃料費を整理する。 ニ 肥料、種苗、飼料等材料費を整理する。</p> <p>(3) 交通費 現地内国交通費を整理する。</p> <p>(4) 域内旅費 イ 現地内国旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。 ロ 事業団の指示による隣接国への調査等</p>

支出費目	費用分類
	<p>のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する（ただし、国際機関派遣専門家を除く。）。</p> <p>(5) 印刷製本費 教材、報告書の印刷代、製本代を整理する。</p> <p>(6) 傭人費 タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時傭上費を整理する。</p> <p>(7) 雑工事費 簡易な雑工事費を整理する。</p>
8. 国際機関域内旅費	国際機関に派遣する専門家の当該機関加盟国等への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。
9. 青年海外協力隊員現地業務費	青年海外協力隊員の現地における業務に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費を、一般現地業務費の費用分類に準じて整理する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

支出費目	支給額
1. 一般現地業務費	個別専門家及び保健医療協力プロジェクトチームについては、1人につき、月額15,000円以内とし、プロジェクト(保健医療協力プロジェクトを除く。)については、1チームにつき、月額132,000円以内とする。
2. 個別専門家現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。
3. 保健医療協力現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。
4. 農林業協力現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。
5. 産業開発協力現地研究費	対象専門家1人につき、月額110,000円以内とする。

支出費目	支給額
6. 長期調査員調査費	長期調査1チームにつき、月額67,760円以内とする。
7. 貧困国対策費	対象プロジェクト1チームにつき、月額100,000円以内とする。
8. 国際機関域内旅費	専門家の申請に基づき、予算の範囲内で必要と認められる額とする。
9. 青年海外協力隊員現地業務費	青年海外協力隊員の申請に基づき、予算の範囲内で必要と認められる額とする。

附 則

この達は、制定の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

昭和52年10月22日
国協(総)第9-1542-1号

各部・室・事務局長 殿

総 裁

海外支部における技術協力、開発協力及び
協力隊関係業務の取扱いについて

国際協力事業団は、設立後すでに3年余を経ているところ、事業団設立の趣旨にも鑑み、その間の経験及び部外、特に財務当局の事業団に対する感触をも勘案のうえ、組織の改善に着手することを決定し、差し当り本部組織については改革案を作成し、外務省の承認を得て53年度予算要求として財務当局に提出した。

他方、国内及び海外の出先機関については、事業団の一体性を実現する方向で、現在具体案を検討中である。

海外の出先機関のうち中南米所在の海外支部は、事業団設立の際、支部所在国における法的ステータス問題等もあり、当分の間、従来どおり移住関係業務のみを行うこととして、外務省から関係在外公館を通じて相手国政府に通報された経緯がある。

しかしながら、海外支部についても、上記の基本方針に沿って、事業団の業務全般を取扱わせることが必要かつ望ましいことであるところ、相手国との関係及び人事、経理その他の具体的な問題が関連することもあり、抜本的な措置は今後関係部全体の意見を徴しつつ検討していくこととするが、技術協力、開発協力及び協力隊関係業務については、取敢えず実施可能な便宜供与等を中心に取扱わせることとする。

よつて、11月15日以降は、下記によつて、海外支部所在国に対して行う技術協力、開発協力及び協力隊関係業務に必要な便宜供与等を海外支部から受けるよう措置されたい。

ただし、在ブラジル各支部については、これら支部がブラジル法人となつている関係上、事業団の名前が表面に出ることのない範囲にとどめるよう留意されたい。

なお、国内支部については、取敢えず各支部の意見を徴したところ、各支部とも今後は事業団全体の業務を行うこと然るべしとの積極的な希望を表明してきたので、今後関係部間において具体案につき検討を行うこととしている。

記

1 便宜供与等の項目及び経費処理は、次のとおりとする。

(1) 調査団に対する便宜供与

その都度具体的な内容(空港送迎、宿舍手配、自動車備

上、通訳手配等)を通報すること。

これらに要する経費は、調査団員負担とする。

(2) 派遣専門家及び協力隊員に対する便宜供与

赴任時の空港出迎え、宿舎手配、住宅あつ旋、現地事情説明、専門家等に対する連絡事項及び専門家等からの連絡事項の取次ぎ等。

これらに要する経費は、原則として支部負担とする。

(3) 技術協力等の実施に必要な情報・資料の収集、調査

経費負担は、その都度関係部間で協議決定する。

2 海外支部に対する便宜供与等の依頼は、担当部において起案し、移住調整部に合議するものとする。

3 各部署は、関係情報を関係支部に送付することについて、遺漏なきを期されたい。

4 本件実施に当つての事務処理の細目については、おつて総務部長より通達せしめることとする。

- | | |
|-----|---|
| 別 添 | 1 各海外支部長あて通達(昭和52年10月22日付国協(総)第9-1542-2号) |
| | 2 外務省あて依頼文書(昭和52年10月22日付国協(総)第9-1542号)写 |

昭和52年10月22日
国協(総)第9-1542-2号

報告されたい。

各 海 外 支 部 長 殿

- 別 添
- 1 各部・室・事務局長あて通達(昭和52年10月22日付国協(総)第9-1542-1号)
 - 2 外務省あて依頼文書(昭和52年10月22日付国協(総)第9-1542号)写

総 裁

海外支部における技術協力、開発協力及び
協力隊関係業務の取扱いについて

海外支部は、事業団設立の際、当分の間移住関係業務のみを行
うものとされてきたが、事業団設立の趣旨にも鑑み技術協力、開
発協力及び協力隊関係業務も取扱うことが必要かつ望しいので、
取敢えず実施可能な調査団、専門家及び協力隊員等に対する便宜
供与業務等から実施することとした。

よつて、11月15日以降は本部の関係各部・室・事務局長から
その都度具体的な便宜供与等の内容を連絡せしめることとしたの
で、委細は別添関係各部・室・事務局長あて通達によつて了知の
うえ、所要の便宜供与等業務を行われたい。

なお、本件実施に当つては関係在外公館と十分協議されたく、
またその結果をも踏まえて、本部において心得べき事項あれば



国協(総)第9-1542号

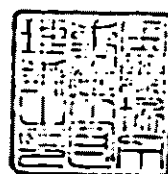
昭和52年10月22日

外務省

経済協力局長 菊地 清明 殿

国際協力事業団

理事 村上



当事業団海外支部による技術協力、開発協力
及び協力隊関係業務の取扱いについて

当事業団海外事務所のうち、中南米に設置している海外支部は、事業団設立の際、当分の間移住関係業務のみを行うものとして、貴省から関係在外公館経由、ブラジルを除く支部所在国政府へ通報されていると承知しております。

しかしながら、事業団設立の趣旨からして海外支部は、移住関係業務のみでなく事業団の業務全般を遂行すべきものがありますので、将来は海外支部に技術協力、開発協力及び協

国際協力事業団

力隊関係業務も取扱わせたいと考えておりますが、予算、人員等の都合もありますので、さしあたり実施可能な業務から始めることとし、11月15日以降調査団、専門家及び協力隊員等に対する便宜供与業務を行なうよう所要の措置をとることといたしました。

つきましては委細別添文書により御了知の上関係在外公館に然るべくご通報願いたく、また、在外公館から海外各支部への関連情報の提供並びに指導をいただきたく、お誤り申し上げます。

なお、このことに関連して、相手国政府(ブラジルを除く)に海外各支部の業務範囲の拡大につき所要の折衝方お誤り申し上げます。

別 添 各海外支部長あて送達写

国際協力事業団

取扱注意

昭和53年5月4日
通達(企)第26号

関係各部長殿

企画部長

関連施設整備資金及び試験的専業等資金の
貸付条件について

国際協力事業団法第2/条第1項3号イ及びロの規定に基づく
資金の貸付けに係る条件は「国際協力事業団業務方法書」(昭和
49年規程第3号)及び「関連施設整備資金及び試験的専業等資
金の貸付要綱」(昭和50年国協達第3号)の定めるもののほか、
別表の条件によることとなつたので通知します。

なお、本融資条件は、昭和53年度の総資承諾分から適用され
ます。

以上

別 表

国際協力事業団投融資業務貸付条件

事業区分	事業規模	融資率	融資限度額	金利	償還期限	うち据置期間	備 考
試験的 事業等							試験的 事業等
(1) 試験 事業	3億円以下	100%	3億円	0.75%	20年以内	5年以内	(1) 特に必要があつて、15億円を超える事業を認める場合の融資条件については、個別に協議して定めるものとする。 (2) 先進国で行う事業又は準試験的 事業については原則として基金に準ずる金利(3.5%以上)とし、個別に協議して定めるものとする。 (3) ※の融資率は、特に政策的に優遇するものについて適用する。
(2) 試験的 事業 1. 基盤、造林	15億円以下	75%	11.25億円	2.5~3.5%	30年以内	10年以内	
2. その他		※(85%)	(127.5億円)		20年以内	5年以内	
(3) 準試験的 事業							
関連施設整備事業	1. 20億円以下			0.75%			関連施設整備事業 特に必要があつて、30億円を超える事業を認める場合の融資条件については、個別に協議して定めるものとする。
	4億円以下	100%	4億円		A. 一般	5年以内	
	4億円超~				20年以内		
	20億円以下	70%	15.2億円				
	2. 20億円超~				B. 特認		
	30億円以下	一律70%	21億円	全体2.0~3.5%	30年以内	5年以内 (造林10年以内)	

II 專 門 家 處 遇 等 關 係

昭和54年4月14日
通達(総)第17号

関係各部長 殿

総 裁

専門家の任国外出張に係る旅費の額について

事業団の用務(プロジェクト・リーダー会議への出席等事業団が特に命じた用務に限る。)のため、専門家(短期派遣専門家を除く。)をその派遣期間中に一時任国以外への国(本邦を除く。)へ旅行させる場合に支給する旅費の額は、下記のとおりとする。

記

1 在勤地から旅行先地までの往復の旅行に要する航空賃、船賃、鉄道賃、車賃及び旅行雑費については、専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号。以下「基準」という。)に定める外国旅費の規定に準じて計算した額。

ただし、航空賃についてはエコノミータラスの運賃の額とする。

2 任国外出張の期間(用務のため在勤地を出発した日から用務を終え在勤地に到着する日までの期間)に係る日当、宿泊料又は食卓料について、当該出張期間のうち任国を出発した日から任国に帰着する日までの期間に係るものについては基準に定める外国旅費の規定に準じて計算した額及び任国内における旅行期間に係るものについては現地業務費から支給する専門家の任国内出張旅費の定額について(昭和51年通達(総)第28号)の規定に基づき計算した額

昭和54年5月22日
通達(総)第24号

各関係部・室・事務局長 殿

総務部長

専門家等の労働者災害補償保険特別加入等
について

従来、専門家の業務上の災害に対する補償は、「専門家の災害補償に関する基準」(昭和52年国協達第13号。以下「基準」という。)により実施していたが、本年4月1日から専門家等(別表第1に掲げる者をいう。)について労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)へ特別加入することとなり、赴帰任及び通勤途上の災害を除く業務上の災害に対して本制度により補償が行われることとなつたのでご了知願いたい(なお、通勤途上災害についても、昭和55年度から本制度の適用対象になる予定である。)

労災保険特別加入制度は、近年、政府関係機関、民間企業等より海外へ派遣される者が増加しているにもかかわらず、これら海外派遣者の任国における労働災害の保護が必ずしも十分でないことに鑑み、これらの者の保護を図るため設けられたものである。(昭和

51年に労災保険法の改正が行われ、昭和52年度から実施)

今般、本制度へ加入したことにより、従来の基準と比較して別表第2のように補償内容が改善されることとなつた。

なお、本制度による補償対象とならない赴帰任及び通勤途上災害については、従来どおり基準により補償することとなる。

については、労災保険の特別加入に係る事務処理を下記のとおり行うこととし、また、これに伴い従来からの海外共済会加入に係る事務処理を下記のとおり変更したので、管下職員に周知方願います。

なお、「海外共済会の設立に伴う事務手続について」(昭和50年通達(総)第29号)及び「専門家の労災保険への加入について」(昭和52年通達(総)第56号)は廃止する。

記

- 1 関係各部は、翌月派遣予定の専門家等について 労災保険特別
海外共済会 加入者届(様式第1号)に必要事項を記入して、各部庶務担当課においてとりまとめのうえ、必ず毎月25日(当該日が休日及び祝祭日の場合はその前日。以下同じ。)までに総務部技術者管理課へ提出すること。なお、提出後専門家等の派遣が決定した場合には、様式第1号により必ず当該専門家等の出発日の1週間前までに技術者管理課へ提出すること。
- 2 労災保険の特別加入者に関して、様式第1号の記載内容に変更が生じた場合には、労災保険特別加入者変更届(様式第2号)に

変更となつた部分のみを記入して、各部庶務担当課においてとりまとめのうえ、必ず毎月25日までに技術者管理課へ提出すること。ただし、内容の変更の中で派遣期間の出発日が早まつた場合には、当該事実発生日に技術者管理課へ提出すること。

- 3 専門家等が帰国した場合には、^{労災保険特別}海外共済会 加入者帰国届（様式第3号）により、各部庶務担当課において毎月の帰国者を取りまとめのうえ、必ず毎月25日までに技術者管理課へ提出すること。
- 4 従来の海外共済会の加入申請書及び専門家等異動状況通知書は廃止する。

別表第1

労災保険特別加入対象者及び海外共済会加入対象者

	労災保険特別加入対象者 (注1)	海外共済会加入対象者 (注1)
技術協力専門家(注2) (業務実施契約及びコン サルタント役務提供契約 に基づき派遣される者は 除く。)		
国家公務員	×	○
上記以外の者	○	○
開発協力専門家(注2) (業務実施契約及びコン サルタント役務提供契約 に基づき派遣される者は 除く。)	○	○
移住専門家	⊗	○
事業団役職員等		
海外事務所及び駐在員	⊗	○
調整員(注3)	○	○
出張者	×	○
研修員	×	○
特別嘱託出張者	×	○
その他の者		
海外長期研修員(事 業団職員を除く。)	×	○
研修巡回指導員	○(加入予定)	○
健康管理巡回指導員	○(加入予定)	○

(注1) ○印は労災保険特別加入対象者で技管課所管、×印は労災保険特別加入対象外の者、⊗印は労災保険特別加入対象者であるが他課所管

(注2) 調査団を含む

(注3) 技術協力調整員は技管課、協力隊調整員は事務局所管

別表第2

事業団災害補償基準と労災保険特別加入との対比

項目	事業団災害補償基準	労災保険特別加入
対象災害	業務上災害(赴任及び通勤途上災害を含む。)	業務上災害(通勤途上災害は昭和55年度から実施、赴任は対象外)
給付基礎日額	特号 13,000(円) 1号 9,600 2号 7,700 3号 6,600 4号 5,600 5号 4,700 6号 3,900	特号 10,000(円) 1号 10,000 2号 8,000 3号 7,000 4号 6,000 5号 5,000 6号 4,000
療養補償	実 費	実 費
休業補償	給付基礎日額の60%、3年経過後打切補償(日額の1,200日分)	給付基礎日額の60%、1年6月経過後傷病補償年金(日額の313日分~245日分)
障害補償	一時金(日額の1340日分~50日分)	年金(日額の313日分~131日分)、一時金(日額の503日分~56日分) <一時金は障害等級8級以下>
遺族補償	一時金(日額の1000日分に遺族加算最高1,500日分)	年金 (日額×365日分× $\frac{35}{100} \sim \frac{67}{100}$) 一時金(200万円) ※遺族の数に応じて決定
葬祭補償	日額の60日分	(15万円+日額の30日分)又は日額の60日分のいずれか多い方
福祉施設	補装具の支給	①療養に関する施設 ②リハビリテーションに関する施設 ③遺族等の生活援護
業務上外の判断	事業団が独自判断(ただし、国家公務員との均衡を考慮する。)	国(不服申立て制度あり)

労働保険特別会 加入者届
海外共済会

担当部名
担当者名 (内線)

I. 労働保険及び海外共済会の加入対象者

II. 海外共済会のみ加入対象者

(注1) 加入者氏名 番号 (加入者の号)	生年月日 (年齢)	(注2) 派遣期間	(注3) 派遣前住所	(注4) プロジェクト名(機関名) 及び所在地	(注5) 任国住所	(注6) 身分
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで				地・公 事・民 専
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで				地・公 事・民 専
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで				地・公 事・民 専
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで				地・公 事・民 専
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで				地・公 事・民 専
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで				地・公 事・民 専
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで				地・公 事・民 専
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで				地・公 事・民 専
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで				地・公 事・民 専

(注1) 加入者氏名 番号 (加入者の号)	生年月日 (年齢)	(注2) 派遣期間	(注6) 身分
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで	国・事
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで	国・事
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで	国・事
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで	国・事
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで	国・事
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで	国・事
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで	国・事
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで	国・事
(号)	明大年月日 昭(歳)	昭和年 月日から 昭和年 月日まで	国・事

- 注 1. 番号は記入不要
 2. 派遣期間が確定していない場合は、当初派遣予定の期間を記入すること。
 3. 派遣前住所とは出発前に加入者が実際に居住していたところ。
 4. プロジェクト名ないし機関名は英文・和文両方共可。所在地については、都市名及び国名を英文(西文・仏文)にて記入すること。
 5. 加入者が任国において実際に居住しているところ。なま住所が定まっていな場合

- 並びに調査団等の場合には、海外事務所(ない場合には大使館)の住所、そのいづれもない場合には都市名及び国名を英文(西文・仏文)にて記入すること。
 6. 国～国家公務員、地～地方公務員、公～公社・公団等の職員(国際協力事業団以外の事業団職員を含む。)、事～国際協力事業団の職員(事業団嘱託者、特別嘱託出張者、海外長期研修員、研修巡回指導員、健康管理巡回指導員を含む。)、民～民間企業、団体等の職員、専～国際協力事業団専属専門家

労 災 保 険 特 別 加 入 者 変 更 届

担当部名
担当者名 (内線)

番 号							
加 入 者 氏 名							
派 遣 期 間	変 更 前	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
	変 更 後	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
プロジェクト名 (機関名) 及 び	変 更 前						
	変更年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
所 在 地	変 更 後						
	変 更 前						
任 国 住 所	変更年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
	変 更 後						

労働保険特別加入者帰国届
海外共済会

担当部名
担当者名 (内線)

番 号									
加入者氏名									
帰国年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
番 号									
加入者氏名									
帰国年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
番 号									
加入者氏名									
帰国年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
番 号									
加入者氏名									
帰国年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
番 号									
加入者氏名									
帰国年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
番 号									
加入者氏名									
帰国年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日

昭和54年5月24日
通達(総)第25号

各関係部・室・事務局長 殿

総務部長

海外共済会の弔慰金の額等の改正について

今般、海外共済会では、弔慰金の額等を下記のとおり改正し、昭和54年4月1日から適用(第5項については、昭和54年5月1日以降業務実施契約又はコンサルタント役務提供契約に基づき派遣される者について適用)することとしたので了知ありたい。

記

1. 弔慰金の額を、1,400万円から2,000万円に引き上げる。
2. 派遣期間が30日以内の場合、掛金の定額分を、2,600円から3,200円に引き上げる。
3. 健康診断料の給付限度額を、各5,000円引き上げる。
4. 国内融資のあつせん額を、最高50万円から100万円に引き上げる。

5. コンサルタントの掛金額を、下表のように改める。

派遣期間	掛金額
30日以内	8,000 (円)
31日以上45日以内	11,000
46日 " 60日 "	15,000
61日 " 75日 "	18,000
76日 " 90日 "	21,000
91日 " 120日 "	27,000
121日 " 150日 "	33,000
151日 " 180日 "	39,000
181日 " 210日 "	45,000
211日 " 240日 "	51,000
241日 " 270日 "	57,000
271日 " 300日 "	63,000
301日 " 330日 "	69,000
331日 " 360日 "	75,000

6. 加入申請書を、別添1(労災保険特別加入者届)のとおり改める。
海外共済会
7. 専門家等異動状況通知書を、別添2(労災保険特別加入者帰国届)のとおり改める。
海外共済会

労働保険特別加入者届
海外共済会

担当部名
担当者名 (内線)

I. 労働保険及び海外共済会の加入対象者

II. 海外共済会のみ加入対象者

(注1) 加入者氏名 番号 (加入者の号)	生年月日 (年齢)	(注2) 派遣期間	(注3) 派遣前住所	(注4) プロジェクト名(機関名) 及び所在地	(注5) 任国住所	(注6) 身分	(注1) 加入者氏名 番号 (加入者の号)	生年月日 (年齢)	(注2) 派遣期間	(注6) 身分
(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで				地・公 事・民 専	(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	国・事
(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで				地・公 事・民 専	(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	国・事
(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで				地・公 事・民 専	(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	国・事
(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで				地・公 事・民 専	(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	国・事
(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで				地・公 事・民 専	(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	国・事
(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで				地・公 事・民 専	(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	国・事
(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで				地・公 事・民 専	(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	国・事
(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで				地・公 事・民 専	(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	国・事
(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで				地・公 事・民 専	(号)	明 大 年 月 日 昭 (歳)	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで	国・事

- 注 1. 番号は記入不要
 2. 派遣期間が確定していない場合は、当初派遣予定の期間を記入すること。
 3. 派遣前住所とは出発前に加入者が実際に居住していたところ。
 4. プロジェクト名ないし機関名は英文・和文両方共可。所在地については、都市名及び国名を英文(西文・仏文)にて記入すること。
 5. 加入者が任国において実際に居住しているところ。なお住所が定まっていない場合

- 並びに調査団等の場合には、海外事務所(ない場合には大使館)の住所、そのいづれもない場合には都市名及び国名を英文(西文・仏文)にて記入すること。
 6. 国~国家公務員, 地~地方公務員, 公~公社・公団等の職員(国際協力事業団以外の事業団職員を含む。), 事~国際協力事業団の職員(事業団嘱託者, 特別嘱託出張者, 海外長期研修員, 研修巡回指導員, 健康管理巡回指導員を含む。), 民~民間企業, 団体等の職員, 専~国際協力事業団専属専門家

労働保険特別会
海外共済会 加入者帰国届

担当部名
担当者名 (内線)

番 号									
加入者氏名									
帰国年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
番 号									
加入者氏名									
帰国年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
番 号									
加入者氏名									
帰国年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
番 号									
加入者氏名									
帰国年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
番 号									
加入者氏名									
帰国年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日
番 号									
加入者氏名									
帰国年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日	昭和年月日

専門家等の一時帰国に関する基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和54年7月26日

国際協力事業団
総裁 法眼 晋作

国協達 第34号

専門家等の一時帰国に関する基準の一部
を改正する達

専門家等の一時帰国に関する基準（昭和51年国協達第20号）
の一部を次のように改正する。

第3章第2節を第3章第3節とし、第3章第1節を第3章第2節
とし、第3章に第1節として次の一節を加える。

第1節 病気療養一時帰国

（病気療養の場合の一時帰国）

第13条の7 総裁は、1年以上の派遣期間をもつて派遣している
専門家が負傷し、又は疾病にかかった場合であつて、任国等にお

いて治療等が困難なため本邦において治療等の措置を講じる必要
があると認めるとき（以下「病気療養の場合」という。）は、当
該専門家に対して治療等に必要な期間、帰国を許可することがで
きる。

- 2 事業団は、前項の一時帰国期間中も当該専門家に対して、30
日に外国旅行に要する日数を加えた期間を限度として、派遣手当
を支給する。ただし、旅費は支給しない。
- 3 総裁は、第1項の規定に基づき、一時帰国を行う専門家が当該
一時帰国に際し、その扶養親族を随伴することを許可することが
できる。
- 4 第13条の3第2項の規定は、前項の規定に基づく扶養親族の
一時帰国について準用する。

この場合において、「公費負担期間」とあるのは「30日に外
国旅行に要する日数を加えた期間」と、「帰国を許可された期間」
とあるのは「帰国を許可された期間（その期間が60日を超える
ときは60日を限度とする。）」と、それぞれ読み替える。

第13条の8 総裁は、専門家の扶養親族が病気療養の場合におい
て、当該専門家がその扶養親族のみを一時帰国させることを許可
することができる。

- 2 総裁は、前項の規定に基づき一時帰国を行う専門家の扶養親族
が、当該一時帰国に際し、当該専門家の他の扶養親族を随伴する

ことを許可することができる。

3 第13条の4第2項及び第13条の5第2項の規定は、第1項又は前項の規定に基づく扶養親族の一時帰国について準用する。

この場合において、「公費負担期間」とあるのは「30日に外国旅行に要する日数を加えた期間」と、「帰国を許可された期間」とあるのは「帰国を許可された期間（その期間が60日を超えるときは60日を限度とする。）」と、それぞれ読み替える。

ただし、当該扶養親族に係る旅費は支給しない。

第13条の9 専門家は、第13条の7第1項又は前条第1項の許可を受けようとする場合は、病气療養一時帰国願（様式第6号）を総裁に提出しなければならない。

第16条中「（様式第6号）」を「（様式第7号）」に改める。

第18条第1項中「第13条の4」を「第13条の4、第13条の8」に改める。

第19条中「（様式第6号）」を「（様式第7号）」に改める。

様式中様式第6号を様式第7号とし、様式第5号の次に次の様式を加える。

様式第6号

証 明 書

昭和 年 月 日
 (氏名・氏名) ㊟

(事業団海外事務所・在外公館)

病 気 療 養 一 時 帰 国 願

昭和 年 月 日

国際協力事業団
 総 裁 殿

任 国
 派遣期間 自昭和 年 月 日
 至昭和 年 月 日
 指導科目
 氏 名 ㊟

専門家等の一時帰国に関する基準に基づき、下記のとおり一時帰国の許可を
 受けたく申請いたします。

記

1 一時帰国を希望する理由(詳細に)

2 一時帰国希望者

ふりがな 氏 名	専門家との続柄	生 年 月 日	任国到着年月日
専門家	/	明大昭 年 月 日	昭和 年 月 日
扶養親族		明大昭 年 月 日	昭和 年 月 日
		明大昭 年 月 日	昭和 年 月 日

3 一時帰国日程

- (1) 任国出発予定日 昭和 年 月 日
 (2) 任国帰着予定日 昭和 年 月 日(全泊日間)
 (3) 日程詳細

	出発月日	出発地	到着月日	到着地	乗機名 フライト名	宿泊地	宿泊日数
往 路							
本邦 滞 在 中	/						
帰 路							

4 医師の証明書 (取り付けられない場合は診断書) 別添

5 任国側が帰国を承認したことを証する書類(扶養親族の場合は不要) 別添

(7) 証明時には、任国又は近隣の国の医療事情により本邦での治療等を
 講じる必要があることを証明する事業団海外事務所長(海外事務所
 のない国にあつては在外公館の担当官)の証明印を取り付けること。
 関係機関の証明を取り付けられない場合は任国又は近隣の国の医療
 事情、病状等を明らかにした書類を添付すること。

附 則

この達は、制定の日（以下「制定日」という。）から施行する。

ただし、専門家又はその扶養親族が昭和54年4月1日以降制定日の前日までの間に専門家等の一時帰国に関する基準に基づき、実施した病気療養の場合の一時帰国については、当該一時帰国をこの達による改正後の専門家等の一時帰国に関する基準の規定による病気療養一時帰国とみなす。

昭和54年10月24日
通達(総)第52号

関係各部長

海外事務所の長 殿

総務部長

専門家等の一時帰国に関する基準の適用について

専門家等の一時帰国については「専門家等の一時帰国に関する基準」(昭和51年8月30日制定国協達第20号)の規定に基づき実施しているところ、その後の数度にわたる内容の改善に伴い、一時帰国制度が複雑になっており、これが制度の円滑な運用をはかるため、今般関連通達を整理し、下記のとおりとりまとめた。今後、専門家等の一時帰国に係る上記基準の適用に当たっては、下記事項に充分留意のうえ取扱われたい。

なお、「専門家等の一時帰国に関する基準の制定について」(昭和51年通達(総)第21号)、「専門家等の一時帰国に関する基準の一部改正について」(昭和54年通達(総)第3号)、「専門家等の一時帰国に関する基準の一部改正について」(昭和54年通達(総)第42号)は廃止する。

記

第1 休暇一時帰国制度

1 趣 旨

休暇一時帰国は、開発途上地域において長期にわたり継続的に業務に従事する専門家及びその扶養親族を一定期間本邦に帰国せしめ、休養させることにより、専門家及びその扶養親族の心身の健康の保持、活力の培養等を図ろうとするものである。したがって、専門家に対しては、あらかじめ派遣に先立ち、本制度の趣旨、内容等及び関連諸制度(扶養親族の呼寄せ、子女一時

呼寄せ、健康管理費の支給及び任国外旅行制度等)について十分周知徹底せしめるとともに、派遣業務との関連にも留意しつつ、その計画的実施について、できるかぎり指導助言にあたることとする。

2 帰国対象者及び帰国回数

休暇一時帰国の対象者は、原則として2年6ヶ月以上の派遣期間をもって派遣されている専門家である。また、帰国できる回数は、2年6ヶ月に1回である(基準第10条第1項本文)。

なお、ここでいう「2年6ヶ月に1回」とは、専門家が赴任のため本邦を出発した日から起算して2年6ヶ月ごとに区分した各期間(2年6ヶ月未満の期間を除く。)内に1回に限り、帰国を認めるということであり、当該区分期間に帰国しない場合に、これを次の区分期間に繰り延べて実施することは認められない。

3 休暇一時帰国の時期

(1) 休暇一時帰国の時期は、専門家が任国に引き続き滞在する期間(業務打合せ及び学会出席のための特別一時帰国期間を含む。)が1年6ヶ月を経過した後であることが条件である(基準第10条本文)。すなわち、第1回目の一時帰国は、従来どおり赴任後1年6ヶ月を経過した後に認められるが、第2回目以降の一時帰国は、前回の一時帰国後1年6ヶ月を経過した後に認められることとなる。

(2) 上記(1)にかかわらず、病氣治療その他特別の事情があるときは、1年を経過した後に認められることもある。(基準第10条第2項)。この場合「1年を経過した後」とは、赴任後又は前回の一時帰国後1年を意味することは、(1)と同様である。

また、「その他特別の事情があるとき」とは、次のような状態が発生したときをいうものとするが、一時帰国制度の趣旨にかんがみ、その認定には慎重を期することとする。

イ 親族(配偶者、三親等以内の血族及び一親等の姻族をいう。)の死亡又は重体

ロ 子又は兄弟の結婚

ハ その他当初予期されなかった事態で、専門家が一時帰国してその処理にあたることが是非とも必要であると認められるものの発生

(3) 一時帰国制度の趣旨にかんがみ、派遣期間終了前6ヶ月以内における一時帰国は、できる限りこれを避けることとする。

4 特例措置

この制度では、基準の別表に定める不健康地に派遣している専門家の一時帰国については、上記2にかかわらず、別の取扱いを認めることとしたが（基準第10条第1項ただし書）、その内容は次のとおりとする。

(1) 不健康地に派遣されている専門家に対しては、派遣後1年6ヶ月を経過した時点で、残存派遣期間が6ヶ月以上ある場合に一時帰国を許可することとする。

(2) 派遣期間が長期にわたる場合の一時帰国の回数は、当該派遣期間を、赴任のため本邦を出発した日から起算して2年ごとに区分した各期間（2年未満の期間を除く。）ごとに1回とする。この場合においても、当該区分期間に一時帰国をしない場合に、これを次の区分期間に繰り延べて実施することは認められない。

(3) 上記(2)の場合において、2回目以降の一時帰国の時期は、上記3の(1)と同様前回の一時帰国時より1年6ヶ月経過後とする。

(4) 基準第10条第2項の規定は、本特例についても適用されるものであり、「その他特別の事情があるとき」の認定についても上記3の(2)と同様であるが、次の場合には、特別の事情があるものとして、処理して差し支えない。

イ 専門家の派遣期間が2年6ヶ月未満の場合

ロ 専門家が、「専門家等の健康管理のための旅費支給基準」(昭和50年国協達第8号)に定める特定不健康地に派遣される場合

5 扶養親族の一時帰国

一時帰国の要件を満たす専門家が、その扶養親族の随伴を希望する場合は、

これを認めることとし、扶養親族のみの一時帰国は認めないものとする（基準第12条第1項）。

6 一時帰国期間等

一時帰国期間は、専門家については、30日に外国旅行に要する日数を加えた期間以内でなければならない。扶養親族については、専門家に同行することとなるため、専門家の一時帰国期間と同一であるべきであるが、特に事情があれば必要期間延長しても差し支えないものとする。

なお、帰国期間については、次の点を留意することとする。

(1) 専門家の一時帰国期間については、病気その他特別の事情がある場合を除くほか、規定日数を延長しないこと。

(2) 一時帰国期間中（外国旅行に要する日数を含む。）も専門家に対し、派遣手当を支給するが、(1)により特に一時帰国期間の延長が認められた場合においては、当該延長期間については、住居手当を除く他の派遣手当の支給は行わないこと。

(3) 扶養親族に係る家族手当の支給日数は、30日に外国旅行に要する日数を加えた期間を限度とすること。また、子女教育手当の支給日数は90日（外国旅行に要する日数を含む。）を限度とすること。

7 健康管理旅行制度との調整

専門家が、「健康管理のための旅費支給基準」に基づき、同基準に定める基準期間内に健康管理費の支給を受け、又は受けようとしている場合には、原則として、その基準期間内に一時帰国（健康管理費の支給対象者は、同時に上記3の特例措置による一時帰国対象者となるので、ここではその特例措置による一時帰国となる。）は認められない（基準第10条第3項）。これを具体的に図示すれば次のとおりであり、専門家は派遣期間に応じ、次のいずれかの型で一時帰国又は健康管理のための旅行が実施できる。

○印：休暇一時帰国 △印：健康管理のための旅行

派遣期間	型	1	2	3	4年
2年以上～ 3年未満	1	1年 ←○→ 6月			
	2	1年 ←△→ 6月			
3年以上～ 4年未満	3	1年6月 ←○→△→ 6月			
	4	1年 ←△→△→ 6月			
4年以上～ 5年未満	5	1年6月 ←○→△→△→ 6月			
	6	1年6月 ←○→△→△→ 6月			
	7	1年 ←○→		△→ 6月	
	8	1年 ←△→		△→ 6月	
	9	1年 ←△→		△→ 6月	
	10	1年 ←△→		△→ 6月	

注1 ○と○との間は、1年6ヶ月以上必要である。

2 7の型は、当初滞在期間が1年6ヶ月に満たないで一時帰国を許可された場合である。

8 任国外旅行制度との調整

専門家が、任国外旅行の規定（昭和53年通達（総）第33号）に基づき任国外旅行（7日以内の旅行を除く。）を6ヶ月以内に行い、又は行おうとしている場合は、原則として、一時帰国は認められない。

9 子女一時呼寄制度との調整

「専門家子女の一時呼寄に関する達」（昭和52年国協達第24号）に基づき、同規定に定める基準期間に、子女一時呼寄せを行い、又は行おうとしている場合は、原則として、当該基準期間中においては一時帰国は認められ

ない。

第2 学会出席一時帰国制度

1 趣 旨

学会出席のための一時帰国については、2年以上の派遣期間をもって派遣されている専門家であって、任国に滞在する期間が1年を超える者に対し、派遣期間中に1回のみ認められるものである（基準第8条第1項）。本制度の趣旨は、例えば、技術進歩の著しい分野において、派遣中に専門家の技術が陳腐化すること等を防ぐため、時宜に即して研修等を実施しようとするものである。従って、単に専門家がその構成員になっている学会に出席するというだけでは、一時帰国は認められず、出席しようとする学会の性格、内容等からみて、当該専門家を出席させることが、専門家の任国における指導業務の遂行上直接役立つと認められる場合に限って、一時帰国が認められるものである。上記の趣旨から、専門家の派遣期間満了日前6ヶ月以降の一時帰国も認められない。

2 休暇一時帰国制度との調整

この一時帰国は、休暇一時帰国とは別に認められるものであるが、両者が互いに近接して実施されることは好ましくないため、例えば、学会の開催時期が休暇一時帰国の実施時期と近接しているような場合には、両者を併せて実施する（一時帰国期間は、それぞれの期間を合計したものの範囲内とする。）等の措置をとるものとする。

3 帰国期間等

一時帰国期間は、外国旅行に要する日数を含めて15日以内でなければならず当該学会の開催日程等からみて、必要最小限度の期間内においてこれを認めることとする。許可された期間中は、派遣手当が支給される。また、外国旅費も支給される。

第3 業務一時帰国制度

1 趣 旨

業務一時帰国制度の趣旨は、1年以上の派遣期間をもって派遣されている専門家に対して、例えばプロジェクトリーダー会議に出席させる等、当該専門家が任国において担当する業務等について、特に本邦に呼び寄せて協議する必要がある場合に、必要な期間、一時帰国を命ずるものである。従って、制度の趣旨にかんがみ、外国旅行の途中滞在（航空機乗り継ぎの場合を除く。）他の理由による一時帰国期間の延長、扶養親族の随伴は認められない。

2 旅費の支給等

一時帰国期間中（外国旅行に要する日数を含む。）も専門家に対し、派遣手当を支給するとともに、一時帰国に要する外国旅費（ただし、航空費についてはエコノミークラスの運賃によるものとする。）を支給する（基準第7条第2項）。ただし、任国政府等から当該一時帰国に際し、外国旅費に相当する金銭（航空切符を含む。）を提供された場合には、外国旅費を調整することとする。

第4 忌引一時帰国制度

1 一時帰国の対象者

公費による忌引一時帰国の対象者は、1年以上の派遣期間をもって派遣している専門家又は業務上の都合により帰国することができない専門家の配偶者のいずれかとする（基準第13条の2第1項、第13条の4第1項）。

2 対象親族

基準第13条の2第1項中、「配偶者の父母で別に定める者」とは次に掲げる者のいずれかである。

- (1) 専門家の収入により生計を維持している配偶者の父母
- (2) 専門家以外に葬祭を行う者がいない場合における配偶者の父母

3 一時帰国期間

基準第13条の2第1項中、「葬祭のため、必要な期間」とは次に掲げる期間をいう。

- (1) 専門家が一時帰国する場合は、原則として20日を限度（外国旅行に要する日数を含む。）とし、事情やむを得ない場合には10日以内で最小限の日数を延長することができる。
- (2) 専門家に代わり配偶者が帰国する場合は、30日を限度（外国旅行に要する日数を含む。）とする。

4 公費負担期間

基準第13条第2項に基づく公費負担期間の算定に当たり、「外国旅行に要する日数」とは5日間を限度とした順路直行による往復の現日数とし、「旅券の発給に要する日数」とは一律5日間として下表により計算する。

死亡した対象親族	公費負担期間	積 算 基 礎		
		忌引日数	外国旅行	旅券発給日数
専門家の配偶者	20日以内	10日	5日以内	5日
専門家の父母	17日以内	7日	5日以内	5日
専門家の子	15日以内	5日	5日以内	5日
配偶者の父母	13日以内	3日	5日以内	5日

5 年少子女の随伴

一時帰国を許可された専門家又はその配偶者が一時帰国に際しその子を私費により随伴する場合は、外国旅行に要する日数を含め30日を限度として当該年少子女に係る子女教育手当を支給する。

この場合において忌引一時帰国期間を超えて本邦に滞在する場合の子女教育手当は第5第6項を参照のこと。

6 一時帰国申請

忌引一時帰国の申請は電信等で行うこととしているが、この場合死亡した対象親族名、専門家との続柄、死亡日、一時帰国予定者名、任国出発予定日を明らかにして申請させることとする。

7 外国旅行

忌引一時帰国の適用に当っては、制度の趣旨もあり外国旅行は順路直行とし、航空機乗り継ぎの場合を除き、途中滞在は認められない。

第5. 見舞一時帰国制度

1 一時帰国の対象者及び対象親族

見舞一時帰国の対象者及び見舞の対象となる親族は、忌引一時帰国の規定に準ずる（基準第14条第1項、第15条第1項）。

2 一時帰国期間

基準第14条第1項、第15条第1項中、「必要な期間」とは次に定める期間をいう。

- (1) 専門家が一時帰国する場合は、原則として15日（外国旅行に要する日数を含む。）とし、事情やむを得ない場合には15日以内で最小限の日数を延長することができる。
- (2) 専門家に代わり配偶者が一時帰国する場合は、30日を限度（外国旅行に要する日数を含む。）とする。

3 年少子女の随伴及び外国旅行

年少子女の随伴の取扱いは、忌引一時帰国の場合に準ずることとし、また、旅行の途中滞在は、航空機乗り継ぎの場合を除き認められない。

4 見舞一時帰国期間中の対象親族の死亡

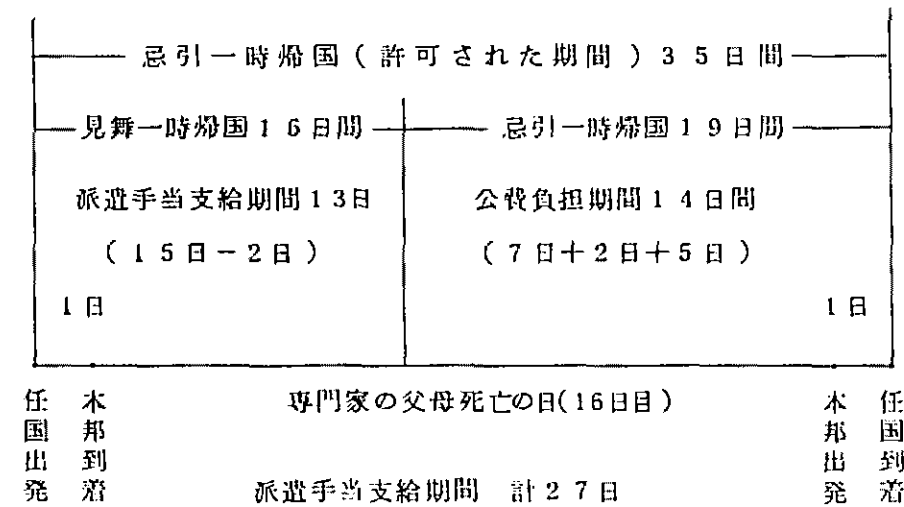
見舞一時帰国期間中に対象親族が死亡した場合は、忌引一時帰国への切り換え願の提出により、当該見舞一時帰国を忌引一時帰国とみなし取り扱うことができる（基準第15条の2）。

(1) 一時帰国期間は、見舞一時帰国期間（本邦に到着した日の翌日から対象親族が死亡した日の前日までの期間）に忌引一時帰国期間を加えた期間を限度とする。

(2) 派遣手当（配偶者が帰国する場合は家族手当）の支給期間は、当該専門家又はその配偶者が本邦に到着した日の翌日から対象親族が死亡した日の前日までの期間（ただし、15日間から外国旅行に要する日数を除いた日数を限度とする。）に、公費負担期間を加えた期間を限度とする。

(3) 航空賃は、公費負担額を支給する。

参考例



5 休暇一時帰国制度との調整

専門家が休暇一時帰国を予定している場合は、忌引一時帰国又は見舞一時帰国と併せて実施するよう指導することとする。

この場合の一時帰国期間は、休暇一時帰国期間に忌引一時帰国期間又は見舞一時帰国期間を加えた期間を限度とし、派遣手当を支給する（忌引一時帰国と併せて実施する場合には50日、見舞一時帰国と併せて実施する場合には45日を限度とする。）とともに、休暇一時帰国の規定による旅費を支給す

ることができる。

6. 私費一時帰国への切り換え

忌引一時帰国及び見舞一時帰国は、必要な期間に限り許可されるものであるから、他のやむを得ない事由により専門家又はその配偶者が許可された期間を超え引き続き本邦に滞在することを希望する場合は、所定の手続によりその他の私費一時帰国として取り扱うこととする(基準第3章第3節参照)。なお、子女教育手当に係る年少子女が本邦に引き続き滞在する場合は、忌引一時帰国又は見舞一時帰国で許可された期間を合算(60日を限度)して子女教育手当を支給する。

7. 対象親族以外の親族死亡等の場合

基準に定める対象親族以外の親族の死亡又は重態の場合については、その他の私費一時帰国扱いとし、派遣手当及び旅費は支給しない。

第6. 病気療養一時帰国制度

1. 趣 旨

病気療養のための一時帰国制度の趣旨は、専門家又はその扶養親族が任国等において負傷し又は疾病にかかった場合であって、任国等で治療等が困難なため本邦において治療等の措置を講じなければならない場合に、従来は、その他の私費一時帰国制度の一環として処理してきたものを、新たに病気療養一時帰国制度を設けてこれに対処しようとするものである。すなわち、かかる場合には、治療等に必要の期間、帰国を許可することとし(基準第13条の7第1項、第13条の8第1項)、30日に外国旅行に要する日数を加えた期間を限度として、派遣手当を支給することができる。(基準第13条の7第2項、第13条の8第3項)。

2. 一時帰国対象者等

(1) 一時帰国の対象者は、1年以上の派遣期間をもって派遣している専門家又はその扶養親族であって、重篤な病気にかかった者が、任国又は任国に

近い医療水準の高い国(以下「近隣の国」という。)において適切な医療機関がないため、入院、手術等の必要な治療措置を受けられない場合とする。したがって、単に身体が不調で検査を受けようとする場合、投薬で治療する場合、簡単な手術、処置で対応できる場合等、任国又は近隣の国で治療等を講じられる場合にはこの制度による帰国を認めないこととする(その他の私費一時帰国として許可する場合がある。)

なお、扶養親族のみの、帰国の許可については、専門家の場合に比べ、弾力的に取り扱って差し支えない。

(2) 専門家又はその扶養親族がこの制度による帰国対象者に該当するか否かについては、在勤地の事情(特定不健康地であるか否か等)、担当医師の証明、事業団海外事務所(海外事務所のない国にあっては在外公館)の意見、その他の事情を総合して判断するものとする。

3 扶養親族の随伴

帰国を許可された専門家又は扶養親族が、配偶者又は他の扶養親族を随伴する場合は、30日に外国旅行に要する日数を加えた期間を限度として当該扶養親族に係る家族手当及び当該扶養親族が年少子女であるときは60日間を限度として当該年少子女に係る子女教育手当を支給する(基準第13条の7第4項、第13条の8第3項)。

4 一時帰国期間

一時帰国期間は、治療等に必要の期間に限り許可されるものであるから、原則として他の理由による延長は認めないこととする。ただし、扶養親族が許可された期間を超え引き続き本邦に滞在することを希望する場合は、所定の手続によりその他の私費一時帰国として取り扱うことができることとする(第3章第3節参照)。

5 一時帰国申請

一時帰国申請は、病気療養一時帰国願(様式第6号)に本邦での入院治療等が必要であることを証明する医師の証明書(取り付けられない場合は診断

書)を添付することとする。

なお、在外公館のない国に派遣された専門家等であって、関係機関の証明を取り付けられない場合は、任国等の医療事情、病状等を明らかにした書類(緊急の場合は電信等)により一時帰国を申請するとともに、本邦到着後直ちに本邦医師の診断書を提出させることとする。

6 休暇一時帰国制度との調整

専門家が休暇一時帰国を行うことができる場合は、できる限り病気療養一時帰国と併せて実施するよう指導する。この場合においては、60日に外国旅行に要する日数を加えた期間を限度として、派遣手当を支給するとともに、休暇一時帰国の規定による旅費を支給することができる。

7 近隣の国での治療等

- (1) 専門家が近隣の国において適切な治療等を受けられる場合は、当該旅行を任国外旅行として取り扱うので、所要の申請を行い、承認を得ることとする。この場合において、「専門家の任国外旅行の取扱いについて」(昭和53年通達(総)第33号)記の1及び5(3)を除く。)の規定は、適用しないこととする。なお、この場合の旅行期間は、治療等に必要の期間とするが、30日を超える旅行期間に係る派遣手当(住居手当を除く。)は支給しない。
- (2) 扶養親族のみの任国外旅行は、従来原則として認めていないが、病気治療等の場合にはこれを認めることとし、専門家に準じ取り扱うことができる。この場合において、旅行を許可された期間、当該専門家に対し30日を限度として当該扶養親族に係る家族手当及び当該扶養親族が年少子女であるときは60日間を限度として当該年少子女に係る子女教育手当を支給することができる。
- (3) 専門家が健康管理旅行制度を利用し治療等を講じる場合は、当該旅行期間は治療等に必要の期間とするが、30日を超える旅行期間に係る派遣手当(住居手当を除く。)は支給しない。

8 その他

本制度による一時帰国又は近隣の国への旅行の場合における航空賃等については、事業団は支給しないが、事業団海外共済会の規程の定めるところにより、療養費の給付(移送費)として給付される場合がある。

第7 その他の私費一時帰国

1 趣 旨

第1から第6までに定めるほかは、原則として、専門家の一時帰国は認められない(基準第17条第1項)。

特にやむを得ない事由があるとして帰国が認められる場合とは、次のような場合である。

- (1) 病気療養一時帰国を認められない場合の本人又は扶養親族の病気で、一時帰国して治療等の措置を講じる場合
- (2) 忌引一時帰国、見舞一時帰国が認められない近親者(兄弟等)が死亡し又は重体である場合
- (3) 子又は兄弟の結婚
- (4) その他当初予期されなかった事態で、専門家が帰国して処理することが是非とも必要であると認められるものが発生した場合
なお、専門家の扶養親族のみの一時帰国の許可については、専門家の場合に比べ弾力的に取扱って差し支えないこととする。

2 一時帰国期間等

一時帰国期間は、事業団が適当と認められた期間であるが、専門家本人の一時帰国期間については、病気治療の場合を除き、原則として10日間を限度とする。

なお、帰国期間中は、住居手当を除く派遣手当(扶養親族が帰国するときには当該扶養親族に係る家族手当)は支給しない。なお、子女教育手当に係る年少子女が帰国するときは、60日を限度として、当該年少子女に係る子女教育手当を支給する。

また、旅費は一切自己負担である。

一時帰国制度に係る派遣手当等の支給例

種類			派遣手当						外国旅費			内国旅費		備考	
	(対象者)	帰国期間	支給期間	在勤	住居	家族	子女	へき地	技術・語学	日当・宿泊	航空賃	鉄道賃等	日当・宿泊		鉄道賃等
公費一時帰国	業務														・航空賃は原則としてエコノミークラスとする。(本文第3参照)
	(専)	必要期間	必要期間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	学会														・滞在期間が30日を超える場合派遣手当はその他の私費一時帰国に準じる(本文第1参照)。 ・公費負担期間(忌引日数, 外国旅行日数, 旅券発給日数を合計した期間), 公費負担額は本文第4参照。
	(専)	15日	15日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	休暇														
	(専・配・子)	30日+外国旅行日数	30日+外国旅行日数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
忌引															
(専・配・子)	原則20日	10日~20日	○	○	○	(30日)	○	○	×	△	×	×	×		
(配・子)	30日	同上	-	-	○	(30日)	○	-	×	△	×	×	×		
私費一時帰国	病気														・航空賃は支給しないが, 移送費として給付する場合がある。
	(専・配・子)	必要期間	30日+外国旅行日数	○	○	○	(60日)	○	○	×	△	×	×	×	
	(配・子)	同上	同上	-	-	○	(60日)	○	-	×	△	×	×	×	
	(子)	同上	同上	-	-	○	(60日)	○	-	×	△	×	×	×	
	見舞														・見舞一時帰国期間中, 対象親族が死亡した場合は本文第4参照。
	(専・配・子)	原則15日	15日	○	○	○	(30日)	○	○	×	×	×	×	×	
(配・子)	30日	15日	-	-	○	(30日)	○	-	×	×	×	×	×		
その他														・専門家のその他の私費一時帰国は原則として認めない。	
(専・配・子)	原則10日	-	×	(必要期間)	×	(60日)	×	×	×	×	×	×	×		
(配・子)	適当な期間	-	-	-	×	(60日)	×	-	×	×	×	×	×		
(子)	同上	-	-	-	×	(60日)	×	-	×	×	×	×	×		

- (注) 1. 外国旅行日数は順路直行の日数とする。
 2. 子は18才未満の子及び18才以上の子であって特別の事由のあるものに限る。
 3. 見舞一時帰国から忌引一時帰国に切り換える場合等の派遣手当等の支給関係については通達を参照のこと。

昭和54年11月15日
通達(総)第60号

関係各部長殿

総務部長

専門家の派遣前研修の実施について

専門家の派遣前研修実施要綱(昭和54年国協達第38号。以下「要綱」という。)の制定に伴い、専門家の派遣前研修の実施については、今後、下記により取り扱うこととする。

なお、派遣専門家事前(技術)研修の実施について(昭和53年通達(総)第44号)は廃止する。

記

第1 集合研修及び個別語学研修の対象言語

要綱第3条に定める別に定める要件を満たす言語は、次の各号のいずれにも該当する場合の当該言語とする。

- (1) 当該言語に係る研修を受講する者が3名以上ある場合
- (2) 当該言語による意志の疎通ができなければ仕国における業務の遂行に重大な支障を及ぼすと予想される場合

(3) 教室、講師等の確保等研修を実施するために必要な手配が可能な場合

(4) 当該研修の実施に係る予算の支弁が可能な場合

第2 集合研修の受講

集合研修の受講は、原則として全課程とするが止むを得ない場合は業務研修課程のみの受講も認めることとし、語学研修課程又は一般課程のみの部分受講は認めない。

第3 個別語学研修の受講

- (1) 個別語学研修の受講は、集合研修の全課程又は業務研修課程の受講を条件として認めることとする。
- (2) 集合研修の全課程を終了した者については、集合研修中の語学研修課程で受講した言語以外の言語に係る個別語学研修の受講は認めない。ただし、特に必要と認める場合は既設の個別語学研修に限り聴講を認めることができる。

第4 個別技術研修の実施

個別技術研修のうち技術補完研修(供与機材に係る研修以外の研修をいう。)は、要綱第5条に定める場合において、次の各号のいずれにも該当する場合に実施するものとする。

- (1) 外部機関と事業団との間に当該研修に関する協定文書等が取り交わされていること。ただし、公的な機関が主催する講習等に参加する場合はこの限りでない。
- (2) 原則として、一の機関において研修が実施されるものである

こと。

第5 受講の手続

要綱第6条の別に定める手続は、別表に定めるところによる。

第6 研修状況等の通報

総務部長は、受講者（個別技術研修の受講者を除く。）の研修状況について、必要の都度関係部長に対し通報するとともに集合研修の受講については、研修終了後、原則として2週間以内に当該研修に係る語学力評価表等関係資料により、研修の結果を通報することとする。

第7 研修結果の報告

個別技術研修の受講者は、研修の終了後速やかに総裁に対し、個別技術研修状況報告書（様式第6号）により、研修の結果を報告しなければならない。

第8 研修経費の支払い

要綱第8条に定める研修経費の支払いは、集合研修及び個別語学研修に係るものについては総務部において、個別技術研修に係るものについては担当部において、それぞれ外部機関又は受講者に対する支払いの事務を行うものとする。

第9 研修旅費の支給

要綱第9条に定める研修旅費の支給は、原則として担当部において受講者に対する支給の事務を行うものとする。ただし集合研修の受講者に係る研修旅費については、総務部においてこ

れを行う。

第10 研修の中止

要綱第10条の研修の受講を続けさせることが適当でないと認める場合とは次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 無断で3日以上研修を欠席した場合
- (2) 7日以上研修を欠席した場合
- (3) 前2号のほか受講を続けさせることが適当でないと認めた場合

第11 外部機関との連絡等

要綱第11条に基づき研修を外部機関に委託した場合における当該機関との連絡及び調整の業務は総務部において行う。ただし、個別技術研修に係る外部機関に対するものについては担当部が行うものとする。

別 表

研修の種類	受 講 手 続			受講中止等の手続
	受講依頼	受付期間	受講許可回答	
集 合 研 修	担当各部が別紙様式第1号により各回ごとに一括して総務部へ依頼すること。	研修開始日の1週間前。ただし、英語及び西語以外の言語の受講を希望する者に係る受講依頼書については研修開始日の2週間前とする。	総務部は受講不可の者についてのみ回答する。	担当各部が別紙様式第5号によりすみやかに総務部へ報告すること。
個 別 語 学 研 修	担当各部が別紙様式第2号により総務部へ依頼すること。	研修開始日の2週間前	総務部は別紙様式第4号により担当各部に回答する。	担当各部が別紙様式第5号によりすみやかに総務部へ報告すること。
個 別 技 術 研 修	担当各部が別紙様式第3号により総務部へ依頼すること。	研修開始日の2週間前	総務部は別紙様式第4号により担当各部に回答する。	担当各部が別紙様式第5号によりすみやかに総務部へ報告すること。

様式第 2 号

個別語学研修受講依頼書

昭和 年 月 日

総務部長 殿

技術者管理課		
課長	代理	担当者

主管部長	主管課(室)長	部	課(室)
		担当者名	Ⓣ (電話)

下記のとおり個別語学研修を受けさせたく、よろしくお取り計らい下さい。

記

1. (ふりがな) 氏名 明治 年 月 日
大正
昭和
2. 専門家の号
3. 現住所 電話
 勤務先 電話
 及び現職
4. 派遣先(任国及び任地)
5. 指導分野
6. 派遣予定時期及び期間 昭和 年 月より 年 カ月間
7. 受講希望語学 (1) 語(初級 中級 上級)
 (2) 語(初級 中級 上級)
8. 語学経歴その他受講に関し参考となる事項

9. 受講希望期間及び時間

- (1) 希望期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- (2) 希望時間(希望する時間を○で示すこと。)

	月	火	水	木	金	土
午前						
午後						

10. 旅行(往路)予定(都内在住の者は除く。)

出発日	出発地	経由地	到着地

11. 宿泊場所及び宿泊日数

宿泊場所	宿泊日数
1. 研修センター()	月 日より 月 日まで(泊)
2. その他()	月 日より 月 日まで(泊)

12. 研修旅費(概算) 円

様式第3号

個別技術研修受講依頼書

昭和 年 月 日

総務部長殿

技術者管理課		
課長	代理	担当者

主管部長	主管課(室)長	部	課(室)
		担当者名	Ⓣ(電話)

下記のとおり個別技術研修を受けさせたく、よろしくお取り計らい下さい。

記

1. (ふりがな) 氏名 明治 年 月 日生
大正
昭和
2. 専門家の号
3. 現住所 電話
勤務先及び現職 電話
4. 派遣先(国及び都市名)
5. 派遣目的
6. 専門技術
7. 派遣予定時期及び期間 昭和 年 月より 年 カ月間
8. 技術研修の目的

9. 研修期間 年 月 日～ 年 月 日 (日間)

10. 研修スケジュール

月日	出発地	到着地	研修機関	研修内容

11. 宿泊場所及び宿泊日数

宿泊場所	宿泊日数
1. 研修センター()	月 日より 月 日まで(泊)
2. その他()	月 日より 月 日まで(泊)

12. 研修旅費(概算) 円

13. 研修諸費(研修先への納付金)

受講料 円、教材費 円、その他 円

様式第4号

昭和 年 月 日

課(室)長 殿

技術者管理課長

さきに研修受講依頼のあつた

専門家に係る

〔個別語学
個別技術〕
() 研修については、下記のとおり取り計らうこととします。

記

1. 依頼内容により研修を行います。
2. 依頼内容を修正の上研修を行います。
(別途協議方願います。)
3. 本件については研修受講を認めかねます。

お願い：個別技術研修については研修修了後、個別技術研修状況
報告書を提出して下さい。

様式第6号

個別技術研修状況報告書

昭和 年 月 日

国際協力事業団
総裁 法 眼 晋 作 殿

氏 名 ㊟
研修機関
研修課題
研修期間 昭和 年 月 日から
昭和 年 月 日まで

上記研修の実施状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 研修実施状況

月 日	出発地	到着地	研修機関	研修内容

技術者管理課		
課長	代理	担当者

2. 研修内容(科目、受講時間等)

3. 研修内容についての感想

4. その他(研修機関の、本研修に対する意見、希望等その他特記事項があれば記載して下さい。)

研修機関の証明

標記専門家は、昭和 年 月 日より 月 日まで、当機関において上記研修内容について研修を受講したことを証明します。

昭和 年 月 日

研修機関名
担当者名

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和54年5月30日

国際協力事業団
総裁 法眼 晋作

国協達第23号

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達

専門家の派遣手当等支給基準（昭和52年国協達第21号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「特号の者」を「特号の1（短期派遣専門家にあつては、長期派遣専門家とみなして格付した場合の特号の1相当を含む。第37条第8項において同じ。）の者」と、「1号以下の者」を「特号の2（短期派遣専門家にあつては、長期派遣専門家とみなして格付した場合の特号の2相当を含む。本号において同じ。）以下の者」と、「1号の者」を「特号の2の者」とそれぞれ改める。

第37条第8項中「内国鉄道賃」との次に「第28条及び第29条において「最上級の運賃」とあるのは「最上級の直近下位の

運賃（専門家の号が特号の1の者及びその者の業務の性質上総裁が特に必要があると認める者については最上級の運賃）」と、「」を加える。

別表第7を次のように改める。

別表第7 (単位円)

専門家の号	内国日当 (1日につき)	内国宿泊料(1夜につき)	
		甲地方	乙地方
特号	2,200	11,300	10,200
1号	1,900	9,900	8,900
2号	1,900	9,900	8,900
3号	1,600	8,200	7,400
4号	1,600	8,200	7,400
5号	1,600	8,200	7,400
6号	1,400	6,600	5,900

附 則

- 1 この達は、昭和54年6月1日から施行する。
- 2 改正後の専門家の派遣手当等支給基準（以下「新基準」という。）の規定は、次項及び第4項に定めるものを除き、この達の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用

する。

- 3 新基準第27条の規定にかかわらず、施行日前に本邦を出発した専門家であつて派遣期間が30日未満の者の施行日以後における任国から本邦への旅行に係る航空賃については、なお従前の例による。
- 4 新基準第37条第4項の規定は、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行については、当該旅行期間のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用する。

専門技術嘱託に関する達を次のとおり定める。

昭和54年6月1日

国際協力事業団
総裁 法眼 晋作

国協達第25号

専門技術嘱託に関する達

(目的)

第1条 この達は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が技術協力等の事業を実施するに当たり、その効率的かつ円滑な実施のために有能適格な専門技術を有する者を専門技術嘱託として委嘱する場合の取扱いについて定めるものとする。

(委嘱)

第2条 総裁は、事業団が実施する技術協力等の事業を効率的かつ円滑に実施するため必要と認める場合に、次の各号に掲げる要件を具備する者を専門技術嘱託として委嘱することができる。

(1) 事業団の実施する技術協力等の事業に関し、学識経験のある者

(2) 次条に定める職務を効率的かつ円滑に実施し得る専門技術、国際経験及び語学力のある者

(3) 原則として年齢満65才以下の者であつて海外における勤務に堪え得る心身ともに健全なもの

(職務)

第3条 専門技術嘱託は、総裁の指示に従い、次の職務を遂行するものとする。

(1) 事業団の技術協力等の事業の実施に関し、専門技術的立場から指導、助言を行うこと。

(2) 事業団が実施する技術協力等の業務に係る各種の調査に参画すること。

(3) 事業団が実施する事業計画方式協力の業務に係る計画、実施及び効果の評価に参画すること。

(4) その他総裁から特に委嘱された業務に関すること。

(禁止事項)

第4条 専門技術嘱託は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(勤務)

第5条 専門技術嘱託は、非常勤とする。

(委嘱の手続)

第6条 専門技術嘱託の委嘱は、次の各号に掲げる事項を記載した

委嘱状を交付して行う。

(1) 委嘱の期間

(2) 手当の支給額(月額)

(委嘱期間)

第7条 専門技術嘱託の委嘱期間は2年とする。ただし再任を妨げない。

(手当)

第8条 専門技術嘱託の手当は、総裁が別に定める。

(出張)

第9条 総裁は、業務上必要な場合には、専門技術嘱託に対し出張を依頼することができる。

(解嘱)

第10条 専門技術嘱託は、次の各号の一に該当するときは、解嘱されることがある。

(1) 心身の著しい障害のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないと認められるとき。

(2) 事業団の業務を遂行する者としてふさわしくないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、事業団の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

附 則

この達は、制定の日から施行する。

専門技術嘱託手当支給に関する達を次のとおり定める。

昭和54年6月1日

国際協力事業団
総裁 法眼 晋作

国協達第26号

専門技術嘱託手当支給に関する達

(趣 旨)

第1条 国際協力事業団の専門技術嘱託(専門技術嘱託に関する達(昭和54年国協達第25号)第2条の規定により、総裁が委嘱した者をいう。)の手当については、この達の定めるところによる。

(専門技術嘱託の手当)

第2条 専門技術嘱託に支給する手当の月額は、496000円とする。

(手当の支給等)

第3条 常勤顧問手当規程(昭和50年規程第7号)第3条、第5条、第6条及び第8条の規定は、専門技術嘱託の手当の支給等に

ついて準用する。

附 則

この達は、昭和54年6月1日から施行する。

派遣専門家の研修旅費支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和54年6月18日

国際協力事業団
 総裁 法 眼 晋 作

国協達第27号

派遣専門家の研修旅費支給基準の一部を
 改正する達

派遣専門家の研修旅費支給基準（昭和51年国協達第4号）
 の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

専門家の研修旅費支給基準

第4条中表の部分を次のように改める。

区 分		日 額 旅 費 支 給 額					
日 帰 り の 場 合		派遣手当支給基準で定める鉄道賃、船賃又は車賃。ただし、最下級の旅客運賃による。					
宿 泊 の 場 合	事業団の 宿泊施設	素泊まり料金に2400円(2200円)を加算した額					
	旅 館	甲 地 方			乙 地 方		
		① 15日未満の 期間につき	② 15日以上 30日未満の 期間につき	③ 30日以上 の 期間につき	① 15日未満の 期間につき	② 15日以上 30日未満の 期間につき	③ 30日以上 の 期間につき
		9,000円 (7,300円)	8,100円 (6,600円)	7,200円 (5,800円)	8,100円 (6,600円)	7,300円 (5,900円)	6,500円 (5,300円)

備考

1. 甲地方及び乙地方は、派遣手当支給基準別表第7備考1.に定めるところによる。
2. 相当の号が6号の受講者に対する旅費は、()内の額に定めるところによる。
3. 旅館に宿泊するときは、事業団においてその必要性を認めるときに限るものとする。
4. 旅館に宿泊するときの日額旅費の額は、①から③までによつて得た額の合計額とする。

附 則

この達は制定の日から施行し、昭和54年6月1日から適用する。

専門家等の健康管理のための旅費支給基準の一部を改正する
達を次のとおり定める。

昭和54年6月21日

国際協力事業団

総裁 法眼 晋 作

国協達第29号

専門家等の健康管理のための旅費支給基準
の一部を改正する達

専門家等の健康管理のための旅費支給基準（昭和50年国協
達第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

特 定 不 健 康 地	保 養 地 域	指 定 都 市
(アジア地域)		
ヴ イ エ ト ナ ム (全地域)	ア ジ ア	シンガポール
バ ン グ ラ デ シ ユ (全地域)	ア ジ ア	シンガポール
ブ ー タ ン (全地域)	ア ジ ア	シンガポール
ネ バ ー ル (全地域)	ア ジ ア	シンガポール
モ ン ゴ ル (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	コペンハーゲン
ラ オ ス (全地域)	ア ジ ア	シンガポール

特 定 不 健 康 地	保 養 地 域	指 定 都 市
(中近東地域)		
ア フ ガ ニ ス タ ン (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
ア ラ ブ 首 長 国 連 邦 (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
イ エ メ ン (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
イ ラ ン (シスタン及びホラムシヤハルに限る)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
カ タ ル (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
ク ウ エ イ ト (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
サ ウ デ イ ・ ア ラ ビ ア (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
南 イ エ メ ン (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
(アフリカ地域)		
ウ ガ ン ダ (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
エ テ イ オ ビ ア (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
ガ ー ナ (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	マドリッド
ガ ボ ン (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	マルセイユ
ギ ニ ア (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	マドリッド
ザ イ ー ル (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	マドリッド
ザ ン ビ ア (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
ス ー ダ ン (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
ス ワ ジ ラ ン ド (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
セ ネ ガ ル (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	マドリッド
象 牙 海 岸 共 和 国 (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	マドリッド
タ ン ザ ニ ア (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
中 央 ア フ リ カ (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	マルセイユ
ナ イ ジ エ リ ア (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	マドリッド
マ ダ ガ ス カ ル (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
マ ラ ウ イ (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
モ ー リ タ ニ ア (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	マドリッド
リ ビ ア (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
リ ベ リ ア (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	マドリッド
ル ワ ン ダ (全地域)	ヨ ー ロ ッ パ	ロ ー マ
(中南米地域)		
キ ュ ー バ (全地域)	北アメリカ	ロス・アンゼルス
ス リ ナ ム (全地域)	北アメリカ	ニューヨーク
ハ イ テ イ (全地域)	北アメリカ	ニューヨーク
ボ リ ヴ ェ イ ア (全地域)	南アメリカ	ブエノス・アイレス
(大洋州地域)		
パプア・ニューギニア (全地域)	オーストラリア	シドニー

附 則

この達は、制定の日から施行する。

専門家等の一時帰国に関する基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和54年7月26日

国際協力事業団
総裁 法眼 晋 作

国協達第34号

専門家等の一時帰国に関する基準の一部
を改正する達

専門家等の一時帰国に関する基準（昭和51年国協達第20号）
の一部を次のように改正する。

第3章第2節を第3章第3節とし、第3章第1節を第3章第2節
とし、第3章に第1節として次の一節を加える。

第1節 病気療養一時帰国

（病気療養の場合の一時帰国）

第13条の7 総裁は、1年以上の派遣期間をもつて派遣している
専門家が発病し、又は疾病にかかった場合であつて、任国等にお

いて治療等が困難なため本邦において治療等の措置を講じる必要
があると認めるとき（以下「病気療養の場合」という。）は、当
該専門家に対して治療等に必要期間、帰国を許可することがで
きる。

2 事業団は、前項の一時帰国期間中も当該専門家に対して、30
日に外国旅行に要する日数を加えた期間を限度として、派遣手当
を支給する。ただし、旅費は支給しない。

3 総裁は、第1項の規定に基づき、一時帰国を行う専門家が当該
一時帰国に際し、その扶養親族を随伴することを許可することが
できる。

4 第13条の3第2項の規定は、前項の規定に基づく扶養親族の
一時帰国について準用する。

この場合において、「公費負担期間」とあるのは「30日に外
国旅行に要する日数を加えた期間」と、「帰国を許可された期間」
とあるのは「帰国を許可された期間（その期間が60日を超える
ときは60日を限度とする。）」と、それぞれ読み替える。

第13条の8 総裁は、専門家の扶養親族が病気療養の場合におい
て、当該専門家がその扶養親族のみを一時帰国させることを許可
することができる。

2 総裁は、前項の規定に基づき一時帰国を行う専門家の扶養親族
が、当該一時帰国に際し、当該専門家の他の扶養親族を随伴する

ことを許可することができる。

- 3 第13条の4第2項及び第13条の5第2項の規定は、第1項又は前項の規定に基づく扶養親族の一時帰国について準用する。

この場合において、「公費負担期間」とあるのは「30日に外国旅行に要する日数を加えた期間」と、「帰国を許可された期間」とあるのは「帰国を許可された期間（その期間が60日を超えるときは60日を限度とする。）」と、それぞれ読み替える。

ただし、当該扶養親族に係る旅費は支給しない。

- 第13条の9 専門家は、第13条の7第1項又は前条第1項の許可を受けようとする場合は、病気療養一時帰国願（様式第6号）を総裁に提出しなければならない。

第16条中「（様式第6号）」を「（様式第7号）」に改める。

第18条第1項中「第13条の4」を「第13条の4、第13条の8」に改める。

第19条中「（様式第6号）」を「（様式第7号）」に改める。

様式中様式第6号を様式第7号とし、様式第5号の次に次の様式を加える。

様式第6号

証 明 欄

昭和 年 月 日
(署名・氏名) ㊟
(事業団海外事務所・在外公館)

病 気 療 養 一 時 帰 国 願

昭和 年 月 日

国際協力事業団
総 裁 殿

任 国
派遣期間 自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日
指導科目
氏 名 ㊟

専門家等の一時帰国に関する基準に基づき、下記のとおり一時帰国の許可を、
受けたく申請いたします。

記

1 一時帰国を希望する理由(詳細に)

2 一時帰国希望者

ふりがな 氏 名	専門家との続柄	生 年 月 日	任国到着年月日
専門家	/	明大昭 年 月 日	昭和 年 月 日
扶養親族		明大昭 年 月 日	昭和 年 月 日
		明大昭 年 月 日	昭和 年 月 日

3 一時帰国日程

- (1) 任国出発予定日 昭和 年 月 日
(2) 任国帰着予定日 昭和 年 月 日(全泊日間)
(3) 日程詳細

	出発月日	出発地	到着月日	到着地	乗機名 フライト	宿泊地	宿泊日数
往							
路							
本邦滞在中	/						
帰							
路							

4 医師の証明書 (取り付けられない場合は診断書) 別添

5 任国側が帰国を承認したことを証する書類(扶養親族の場合は不要) 別添

(注) 証明欄には、任国又は近隣の国の医療事情により本邦での治療等を講じる必要があることを証明する事業団海外事務所長(海外事務所のない国にあつては在外公館の担当官)の証明印を取り付けること。関係機関の証明を取り付けられない場合は任国又は近隣の国の医療事情、病状等を明らかにした書類を添付すること。

附 則

この達は、制定の日（以下「制定日」という。）から施行する。

ただし、専門家又はその扶養親族が昭和54年4月1日以降制定日の前日までの間に専門家等の一時帰国に関する基準に基づき、実施した病気療養の場合の一時帰国については、当該一時帰国をこの達による改正後の専門家等の一時帰国に関する基準の規定による病気療養一時帰国とみなす。

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和54年8月28日

国際協力事業団
総裁 法 眼 晋 作

国協達第35号

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達

専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)一般専門家の表中「|オーストリア|408,000|
360,600|350,200|339,800|329,400|
319,000|298,200|277,400|256,600|
235,800|221,900|208,000|」を
「|イタリア|352,000|315,500|306,400|
|オーストリア|408,000|360,600|350,200|
297,300|288,200|279,100|260,900|
339,800|329,400|319,000|298,200|
242,700|224,500|206,300|194,200|
277,400|256,600|235,800|221,900|
182,000|」に、(2)医療専門家の表中「|オーストリア|
208,000|」に、

510,000|450,700|437,700|424,700|
411,700|398,700|372,700|346,700|
320,700|294,700|277,400|260,000|」を
「|イタリア|440,000|394,300|383,000|
|オーストリア|510,000|450,700|437,700|
371,600|360,200|348,800|326,100|
424,700|411,700|398,700|372,700|
303,300|280,600|257,800|242,700|
346,700|320,700|294,700|277,400|
227,500|」に改める。
260,000|」

別表第2中「|オーストリア|1,227|954|911|
869|826|784|733|682|631|579|
579|579|」を
「|イタリア|737|573|547|522|496|
|オーストリア|1,227|954|911|869|826|
471|440|409|379|348|348|348|
784|733|682|631|579|579|579|」に
改める。

附 則

この達は、制定の日から施行する。

専門家の派遣前研修実施要綱を次のとおり定める。

昭和54年11月4日

国際協力事業団

総裁 法眼晋作

国協達第38号

専門家の派遣前研修実施要綱

(趣 旨)

第1条 この達は、国際協力事業団（以下「事業団」という。）が行う専門家の派遣前研修（以下「研修」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(研修の種類)

第2条 研修の種類は、次のとおりとする。

- (1) 集 合 研 修
- (2) 個 別 語 学 研 修
- (3) 個 別 技 術 研 修

(集合研修)

第3条 集合研修は、派遣に際し専門家が任国において業務を効果的に実施するために必要な業務に関する一般的知識を付

与し、及び英語又は別に定める要件を満たす言語（以下「研修の対象語」という。）について語学力を向上させることを目的とした研修とする。

(個別語学研修)

第4条 個別語学研修は、研修の対象語について、集合研修の語学研修課程の終了者（終了予定者を含む。以下本条において同じ。）であつて、当該研修言語に係る語学力が所期の目標水準に達しない者については、当該目標水準に近づけることを目的とし、集合研修のうち業務研修課程のみを終了した者については、専門家として任国において業務を効果的に実施するために必要な語学力を向上させることを目的とした研修とする。

(個別技術研修)

第5条 個別技術研修は、専門家が任国において自己の専門分野と若干異なる技術分野について技術指導を行う必要がある場合又は任国に供与され、若しくは供与されることが明らかである機材の操作・保守等について当該機材を製作したメーカー等で事前に技術研修を行う必要がある場合において、当該専門家の技術を補完し、又は追加するための研修とする。

(研修の対象者等)

第6条 研修の対象者、研修の内容及び研修の期間は、研修の

種類に応じ、別表に定めるところによる。

(研修の聴講)

第7条 総裁は、研修の対象者の扶養親族等について特に必要と認める場合には、研修の聴講を許可することができる。

(研修経費)

第8条 事業団は、研修の対象者のうち別に定めるところにより研修の受講を許可されたもの（以下「受講者」という。）に対し、研修を受講する期間に係る授業料、実習料、教材費、その他研修の受講に必要な経費（以下「研修経費」という。）を支給する。ただし、事業団が第11条の規定に基づき事業団以外の機関（以下「外部機関」という。）に研修を委託して実施する場合における当該研修の受講に係る研修経費は、原則として、事業団が当該外部機関に直接支払うものとする。

(研修旅費)

第9条 事業団は、受講者に対し、研修を受講する期間について、専門家の研修旅費支給基準（昭和51年国協達第4号）に定めるところにより、国内研修旅費を支給する。

(研修の中止)

第10条 総裁は、研修期間中傷病その他の事由により研修の受講が困難と認める場合又は研修の受講を続けさせることが適当でないと認める場合は、当該受講者に対する研修を中止

することができる。

(研修の委託)

第11条 総裁は、必要に応じ、第2条に定める研修について外部機関に委託して実施することができる。

(実施細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この達は、制定の日から施行する。

別表

研修の種類	研修の対象者	研修の内容	研修の期間
集合研修	<p>(1) 派遣が決定又は内定した長期派遣専門家全員</p> <p>(2) 短期派遣専門家であつて、その派遣期間、業務の内容等を勘案し、受講の必要性があると認めたもの</p>	<p>(1) 業務研修課程 事業団の業務・専門家に関する諸制度、任国事情、健康管理等、専門家として必須の知識・情報に関する研修</p> <p>(2) 一般課程 海外子女教育、外国人との交際法等、専門家として知っておくことが望ましい一般的知識・情報に関する講義</p> <p>(3) 語学研修課程 集合研修対象言語について会話を主とした研修</p>	<p>1年9回実施。</p> <p>各回につき30日間 (業務研修課程は当初の9日間)</p>
個別語学研修	<p>集合研修の語学研修課程の終了者（長期派遣専門家に限る。）であつて、当該研修言語につき語学力が目標水準に達せず追加研修の必要性があると認めたもの及び集合研修の業務研修課程のみの終了者（長期派遣専門家に限る。）であつて業務上特に任国の言語につき研修の必要性があると認めたもの</p>	<p>会話を主とした研修</p>	<p>1研修につき1カ月間程度（時間数約60時間）</p>
個別技術研修	<p>派遣が決定又は内定した長期派遣専門家であつて研修の必要性があると認めたもの</p>	<p>(1) 技術補完研修</p> <p>(2) 供与機材の保守・管理に係る研修</p>	<p>技術補完研修については1週間以上1カ月未満、供与機材に係る研修については1週間以内</p>

